
第 3 期
上島町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月
上 島 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 上島町の統計データからみえる現状	3
2 アンケート調査結果	12

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34
3 施策の体系	35

第4章 施策の展開

基本目標1 地域子ども・子育て支援の充実	36
基本目標2 子どもと保護者の健康の確保	38
基本目標3 教育環境の整備	44
基本目標4 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実	47
基本目標5 地域で支える子育て支援	51
基本目標6 安全・安心な子育て環境の整備	54

第5章 量の見込みと確保の方策

1 提供区域の設定	56
2 保育の量の見込みと確保策	56
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	57

第6章 推進体制

計画の推進に向けて	63
-----------	----

資料編

1 上島町子ども・子育て会議条例	64
2 上島町子ども・子育て会議委員名簿	65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として市町村で策定することを義務付けられています。

本町では、令和2年度に「第2期上島町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

この度、第2期計画が令和7年3月末をもって計画期間が終了となることから、令和5年4月に施行された「こども基本法」や、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」をはじめとする国の動向や愛媛県の動向を踏まえつつ、本町における第2期計画の取組評価や、アンケート調査を通じた計画対象者の実態やニーズの把握を行い、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、「第3期上島町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、国が定めた「こども大綱」と都道府県が定める「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」を定めることを努力義務としている一方、本計画が勘案する必要がある「愛媛県こども計画（仮称）」は同時期の令和6年度に策定予定となっています。

そこで本町としては、今後「愛媛県こども計画（仮称）」を勘案した「市町村こども計画」を策定することを見据えた形で、市町村で策定が義務となっている「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」を内包し、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として本計画を策定します。

また、本町が定める計画として、上位計画である「上島町第2次総合計画後期基本計画」やその他の関連計画との整合を図りながら策定します。

■根拠法

○子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
上島町子ども・ 子育て支援事業計画	第2期計画		第3期計画				

4 計画の策定体制

(1) 上島町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育の関係者、町民等で構成された上島町子ども・子育て会議において、計画内容の審議を行い、策定しました。

(2) アンケート調査の実施

子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）を令和6年1月から2月にかけて、就学前児童、小学生児童のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。このアンケート調査結果を子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、また本計画に係る施策検討の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年2月、本計画の策定を町民に周知するとともに、町民からの意見を幅広く聴取し、計画に反映するために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

Ⅰ 上島町の統計データからみえる現状

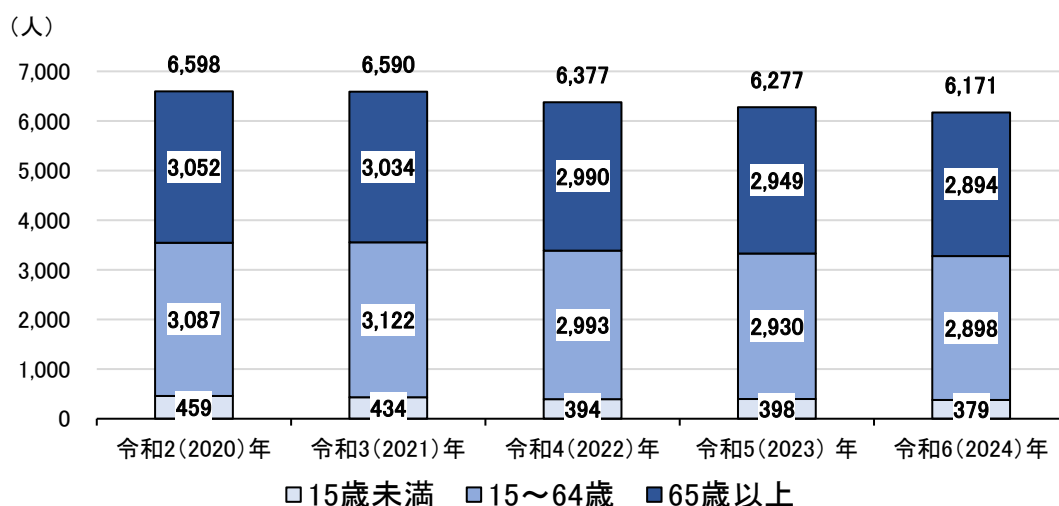
(Ⅰ) 人口等の動向

①人口の推移（年齢3区分別）

本町の人口は令和6年で6,171人となっており、令和2年と比べると427人の減少となっています。

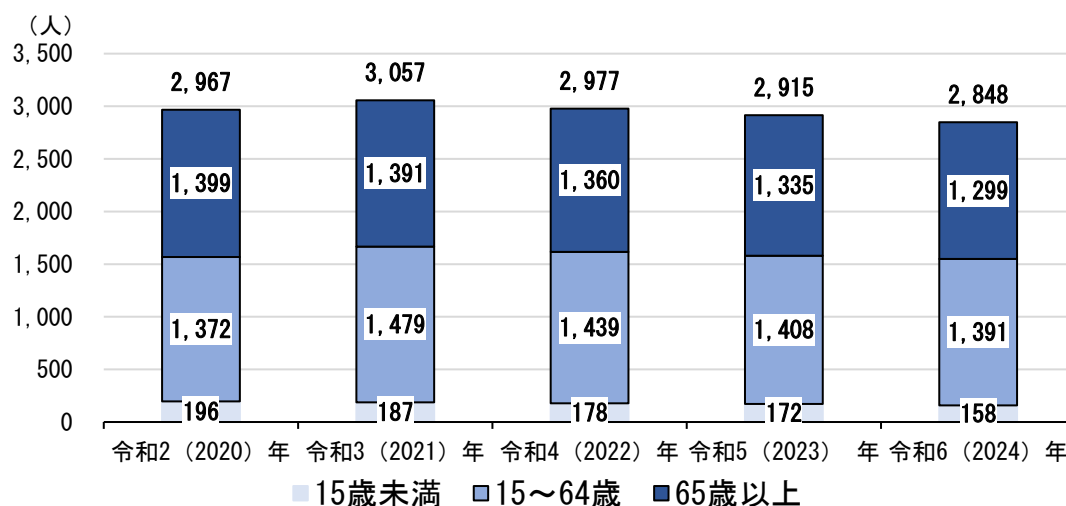
年齢3区分の人口の推移をみると、それぞれの区分割合はほぼ変わらず、減少していることが分かります。

<町全体>



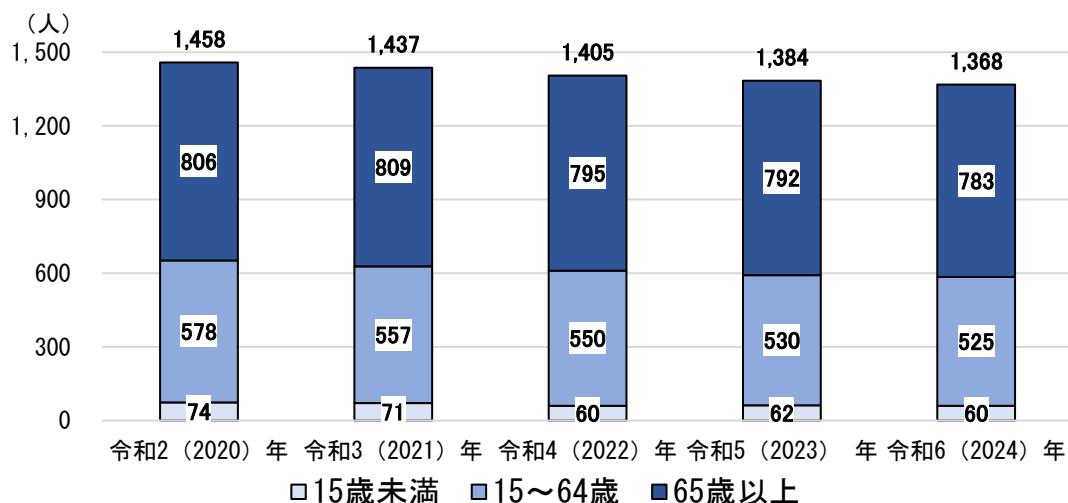
出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

<弓削>



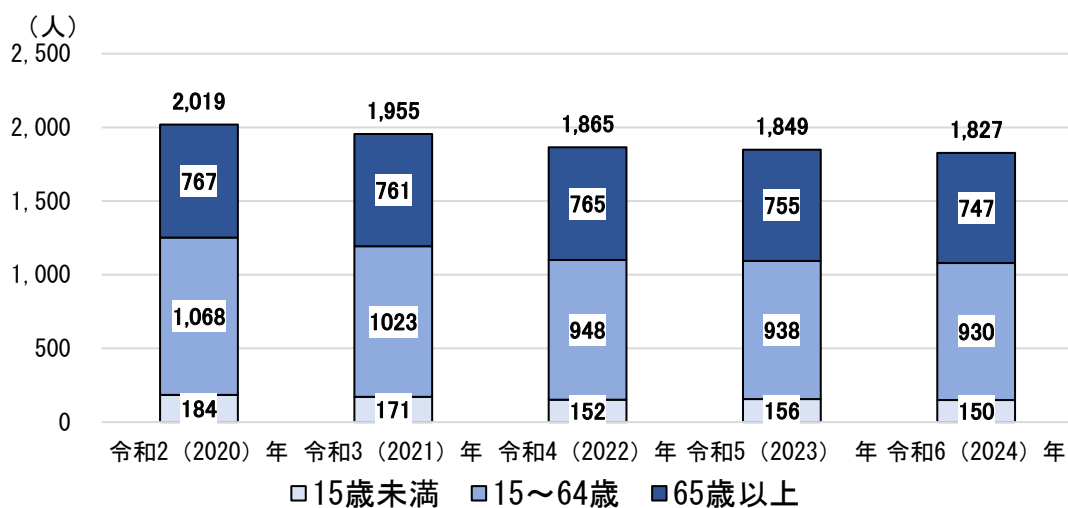
出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

<生名>



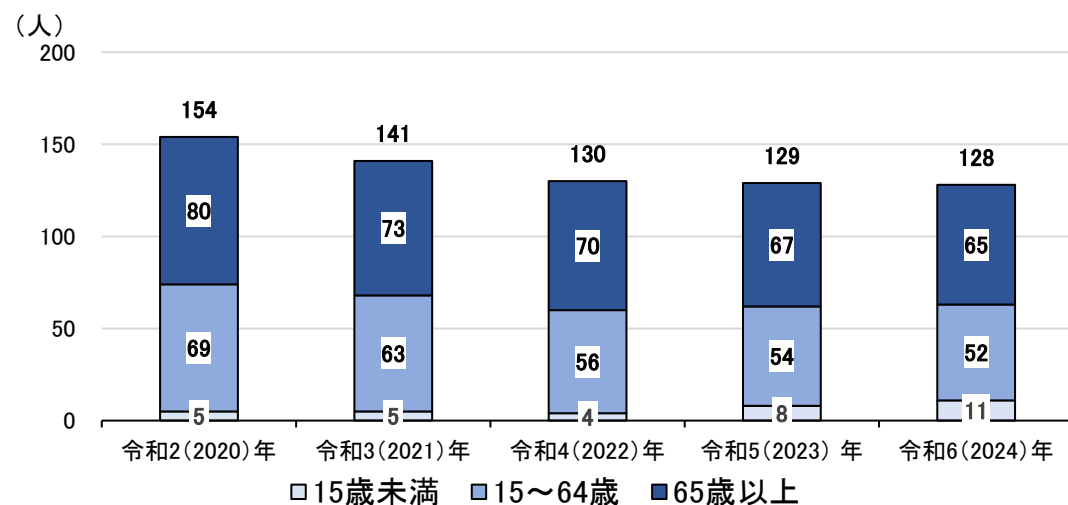
出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

<岩城>



出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

<魚島>

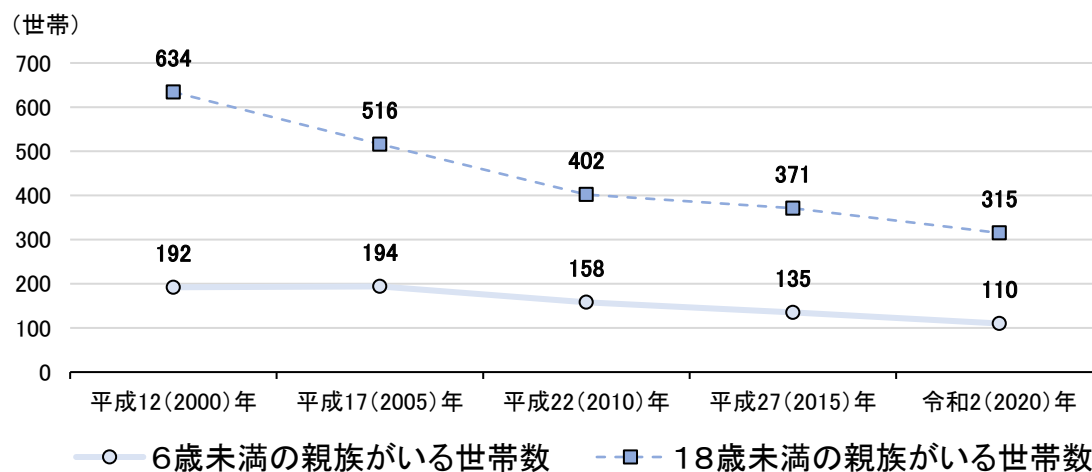


出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

②子どものいる世帯数の推移

6歳未満の親族がいる世帯は、令和2年に110世帯となっており、平成12年と比べると82世帯少なくなっています。18歳未満の親族がいる世帯は、令和2年に315世帯となっており、平成12年の634世帯から319世帯減少しています。

<町全体>

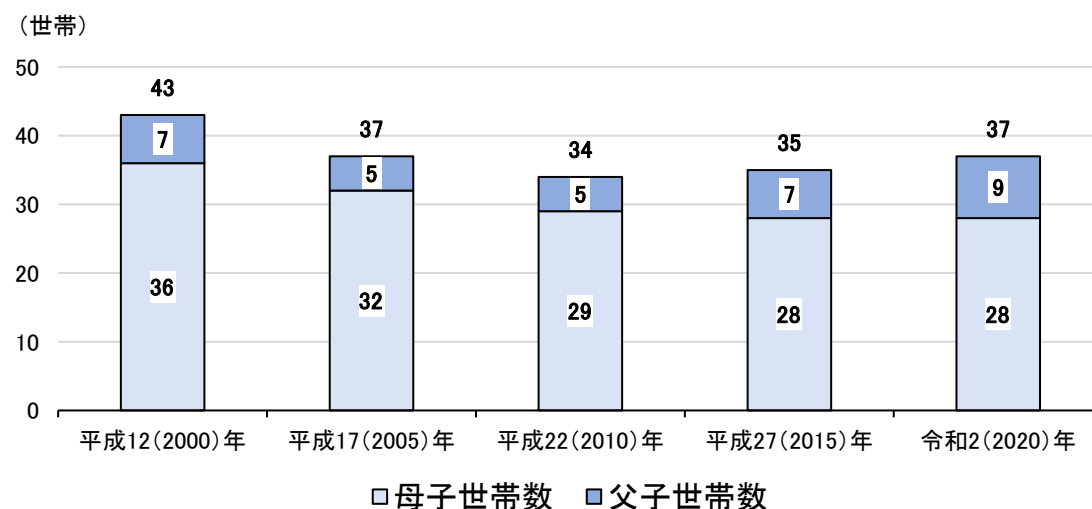


出典：国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、平成12年には43世帯でしたが、平成22年に一旦34世帯まで減少し、令和2年には37世帯となっています。母子世帯数をみると、平成12年には36世帯でしたが、平成22年には29世帯となり、令和2年には28世帯と横ばい状態となっています。

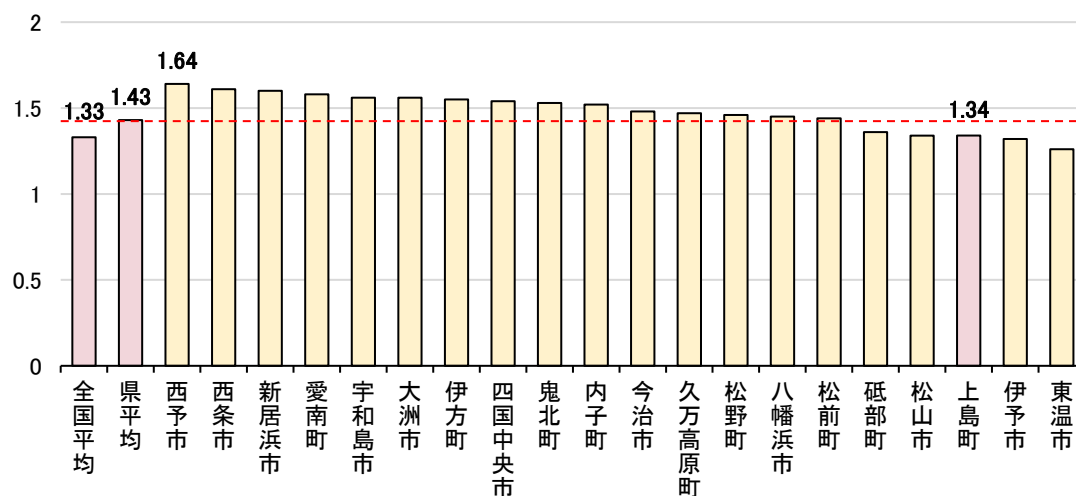
<町全体>



出典：国勢調査

④合計特殊出生率

合計特殊出生率をみると、上島町は 1.34 と県平均 1.43 よりも 0.09 ポイント低くなっています。全国平均と比べると、0.01 ポイント高くなっています。



出典：人口動態統計特殊報告（平成 30 年～令和 4 年の値）

(2) 子育て支援サービスの現状

①認可保育所施設

■町内の保育所・幼稚園

名称	定員（人）
弓削保育所	70
生名保育所	40
岩城保育所	60

出典：住民課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

■認可保育所の状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
設置数（か所）	4	4	3	3	3
定員数（人）	200	200	170	170	170
入所児童数（人）	117	102	94	84	74
在籍率（％）	59	51	55	49	44
町外委託児童（人）	0	0	0	0	0
待機児童数（人）	0	0	0	0	0
就学前児童数（人）	186	179	155	136	120
入所率（％）	63	57	61	62	62

出典：住民課（各年 4 月 1 日現在）

②保健医療サービス

■乳幼児健康診査の状況

		実績値				参考値 (見込)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～6か月健診	該当児数(人)	17	15	13	9	20
	受診児数(人)	14	15	13	6	20
	受診率(%)	82.3	100	100	66.6	100
9～11か月健診	該当児数(人)	8	8	9	13	15
	受診児数(人)	8	8	9	12	15
	受診率(%)	100	100	100	92.3	100
1歳6か月児健診	該当児数(人)	20	15	15	14	12
	受診児数(人)	20	14	15	12	12
	受診率(%)	100	93.3	100	85.7	100
3歳児健診	該当児数(人)	32	15	20	22	17
	受診児数(人)	32	15	18	17	17
	受診率(%)	100	100	90	77.2	100
5歳児健診	該当児数(人)	30	27	23	22	12
	受診児数(人)	30	27	23	22	12
	受診率(%)	100	100	100	100	100

出典：住民課（各年度末）

③就学前児童への子育て支援サービス

■町独自の子育て支援サービス

		実績値				参考値 (見込)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「まめちびクラブ」 (弓削・生名地区)	実施回数(人)	9	5	10	11	10
	延参加者数(人)	60	26	67	68	80
「育児教室」 (岩城地区)	実施回数(人)	8	1	1	0	0
	延参加者数(人)	32	4	7	0	0

※令和3年度は、コロナ渦のため開催が減少、参加も少ない。

令和4年度から岩城橋開通のため、地区での開催から全町への開催へ移行したため岩城地区開催が1回のみ。

育児教室（岩城）：令和5年度より地区での開催なし（全町合同）。

出典：住民課（各年度末）

④小学生児童への子育て支援サービス

■放課後児童健全育成事業（各年5月1日現在）

設置場所	利用者数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
弓削校区 児童クラブ	1年生～3年生	24	20	17	12	19
	4年生～6年生	7	10	9	9	11
	合計	31	30	26	21	30
岩城校区 児童クラブ	1年生～3年生	18	18	21	13	13
	4年生～6年生	6	10	6	10	10
	合計	24	28	27	23	23
生名なかよし 児童クラブ	1年生～3年生	10	10	7	3	2
	4年生～6年生	0	1	1	2	3
	合計	10	11	8	5	5

出典：住民課（各年5月1日現在）

⑤小・中学校の現状

■小学校の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）	4	4	4	4	4
児童数（人）	202	191	192	207	192
1年生	40	27	29	29	23
2年生	39	39	28	29	29
3年生	40	40	39	27	30
4年生	20	40	39	40	27
5年生	28	18	39	41	41
6年生	35	27	18	41	42

出典：教育委員会（各年5月1日現在）

■中学校の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）	3	3	3	3	3
生徒数（人）	110	103	84	80	89
1年生	29	29	27	20	38
2年生	46	28	29	30	21
3年生	35	46	28	30	30

出典：教育委員会（各年5月1日現在）

⑥公園の整備状況

地区	名称	所在地	設備	面積
弓削	上弓削児童遊園地	上弓削 415 番地		740 m ²
	緑ヶ丘公園	上弓削 449 番地 7	トイレ	1,808 m ²
	引野西児童遊園地	引野 1102 番地 1		100 m ²
	下弓削児童遊園地	下弓削 543 番地	トイレ	652 m ²
	鯨池公園	久司浦 832 番地 外	トイレ	4,150 m ²
	明神みんなの広場	明神 650 番地 1		303 m ²
	日比公園	日比 1230 番地	トイレ	4,500 m ²
	佐島農村運動公園	佐島 2682 番地 外	トイレ	12,383 m ²
	佐島みんなの広場	佐島 608 番地 2 の一部		492 m ²
生名	西浦遊園地	生名 3313 番地 外		693 m ²
	恵生遊園地	生名 3709 番地 外		409 m ²
	稲浦公園	生名 4804 番地		157 m ²
	立石多目的広場	生名 1881 番地 3	トイレ	8,070 m ²
	厳島公園	生名 520 番地		988 m ²
岩城	島の神遊園地	岩城 2122 番地 1	トイレ	381 m ²
	亀山遊園地	岩城 834 番地 1	トイレ	270 m ²
	若宮遊園地	岩城 5062 番地		120 m ²
	北広場	岩城 5159 番地 1	トイレ	2,035 m ²
魚島	魚島みんなの広場	魚島三番耕地 478 番地、 489 番地	トイレ	473 m ²
	井ノ浦公園	魚島一番耕地 1366 番地		70 m ²

出典：住民課（令和 6 年 4 月 1 日現在）

⑦経済的支援の状況

■各種手当の状況

		実績値				参考値 (見込)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	受給者数(人)	215	203	193	180	173
児童扶養手当	受給者数(人)	45	40	42	43	37
特別児童扶養手当	受給者数(人)	7	8	10	8	8
障がい児福祉手当	受給者数(人)	1	2	1	1	1

出典：住民課（各年度末）

■各種助成の状況

		実績値				参考値 (見込)
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児医療費助成	対象者数(人)	161	145	132	122	120
	助成延べ件数	1,835	1,685	1,567	1,949	1,700
子育て支援医療費助成	対象者数(人)	310	301	566	581	720
	助成延べ件数	2,534	2,447	2,777	4,829	5,050
ひとり親家庭医療費助成	対象者数(人)	94	84	74	74	74
	助成延べ件数	1,034	844	841	962	950

出典：住民課（各年度末）

⑧保育の提供状況

■2号認定（3～5歳／保育所を利用）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値(人)	83	77	73	56	56

出典：住民課（各年度末）

■3号認定（0～2歳／保育所を利用）

3号認定（0歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値(人)	0	2	0	0	0

出典：住民課（各年度末）

3号認定（1歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値(人)	10	10	9	9	10

出典：住民課（各年度末）

3号認定（2歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値(人)	24	13	12	9	18

出典：住民課（各年度末）

⑨地域子ども・子育て支援事業の現状

■放課後児童健全育成事業

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値（人）	52	48	45	28	34

出典：住民課（各年度末）

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値（人）	13	21	16	21	24

出典：住民課（各年度末）

■妊婦健診

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値（人）	対象者数	322	364	266	238	294
	健診数	149	236	115	128	153

出典：住民課（各年度末）

■乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実績値（人）	19	16	14	10	15

出典：住民課（各年度末）

2 アンケート調査結果

(1) 子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）

① 調査概要

調 査 地 域	上島町全域	
調査対象者	未就学児童	上島町内在住の0～5歳の未就学の子ども いる世帯（令和5年12月末現在）
	小学生児童	上島町内の小学校に通う1～6年生の子ども いる世帯（令和5年12月末現在）
抽 出 方 法	調査対象者の中から無作為抽出	
調 査 時 期	令和6年1月18日～令和6年2月9日	
調 査 方 法	未就学児童：郵送での配布・回収、保育所での配布・回収 小学生児童：学校を通じての配布・回収	
配 布 数	未就学児童：140 小学生児童：205	
回 収 率	未就学児童：73.6%（103件） 小学生児童：92.2%（189件）	

② 調査結果（抜粋）

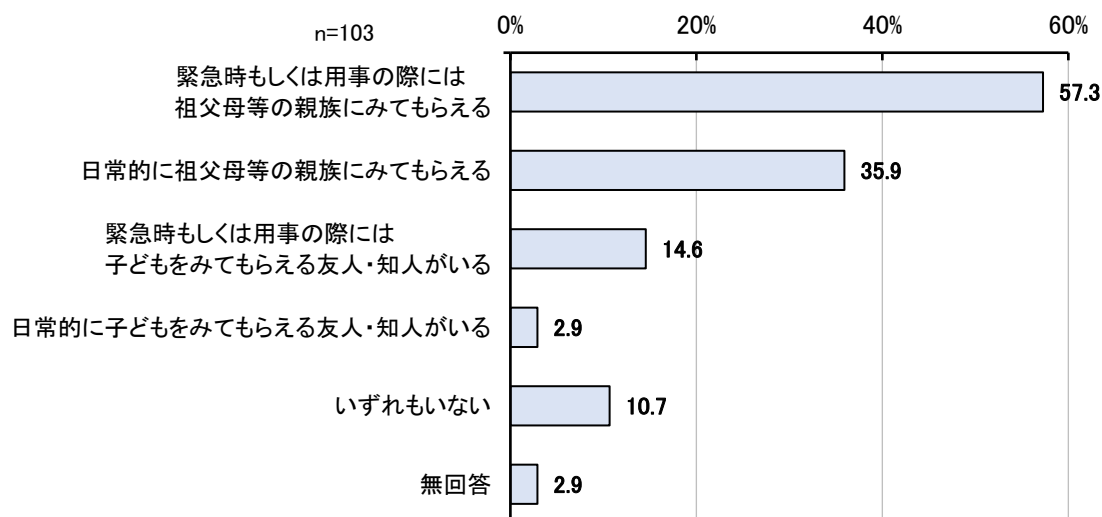
問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

（あてはまる番号すべてに○）

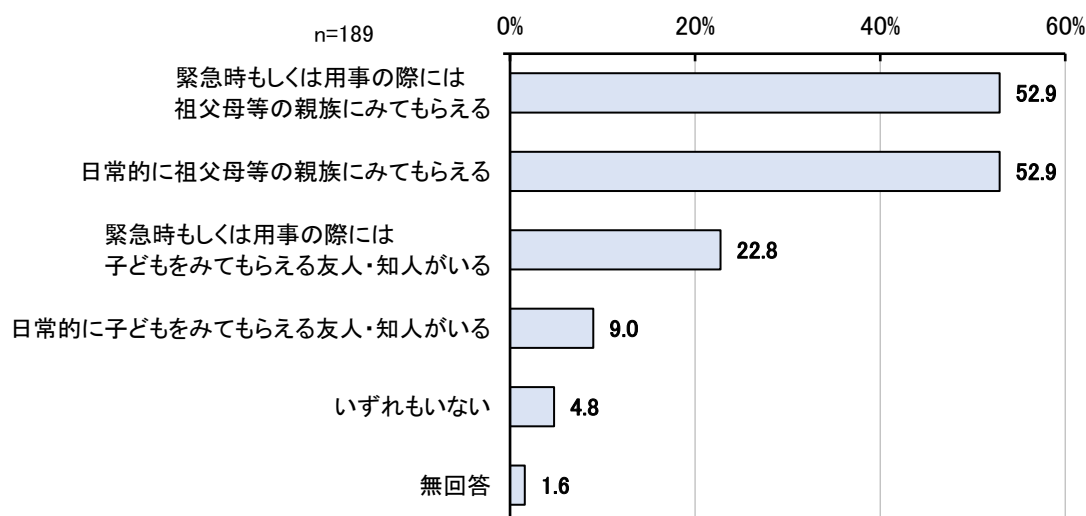
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の状況についてみると、就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」35.9%となっています。一方、「いずれもない」は10.7%となっています。

小学生児童保護者では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合がともに52.9%と最も高くなっています。一方、「いずれもない」は4.8%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



【小学生児童保護者】複数回答

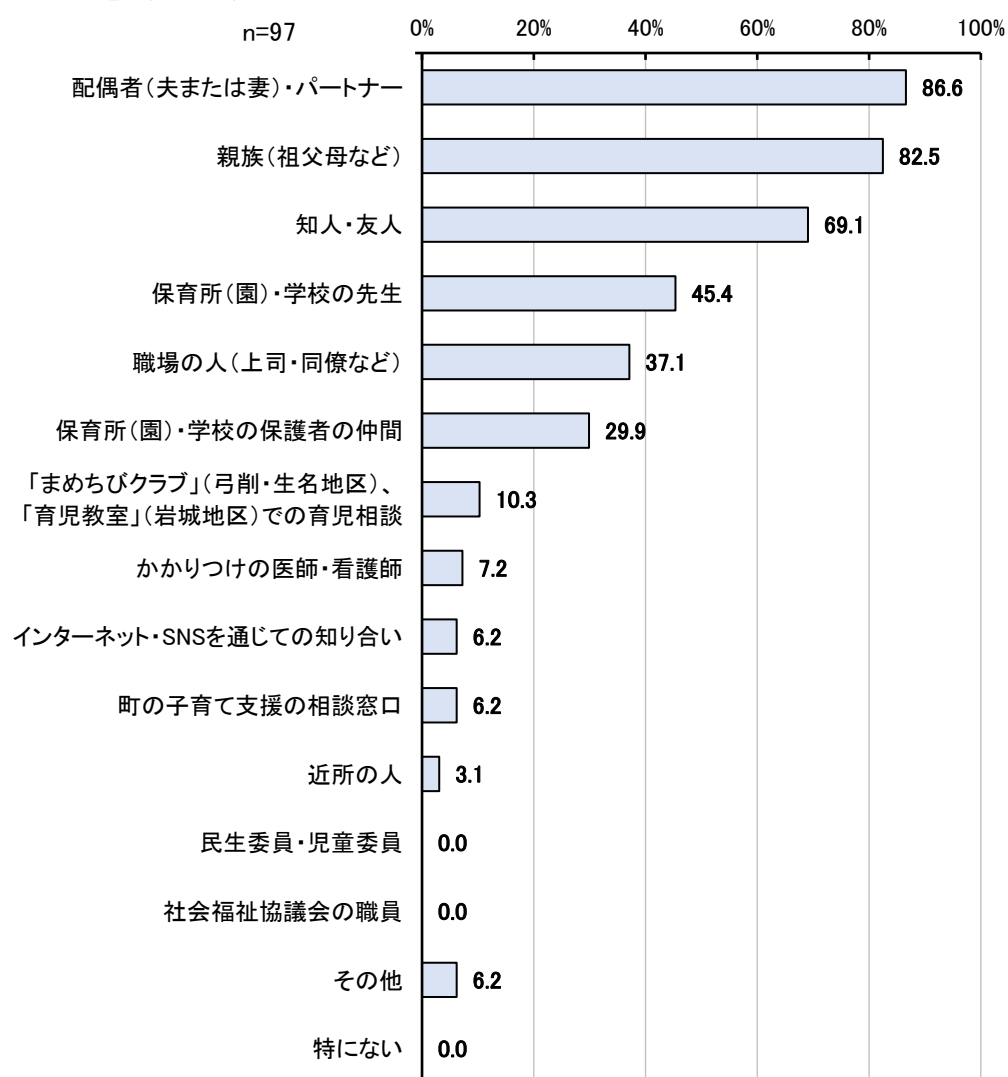


問 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、相談できる場所が「いる/ある」と答えた方にお聞きします。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

（あてはまる番号すべてに○）

お子さんの子育てや教育に関して、気軽に相談できる先についてみると、「配偶者（夫又は妻）・パートナー」の割合が86.6%と最も高く、次いで「親族（祖父母など）」82.5%、「知人・友人」69.1%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答

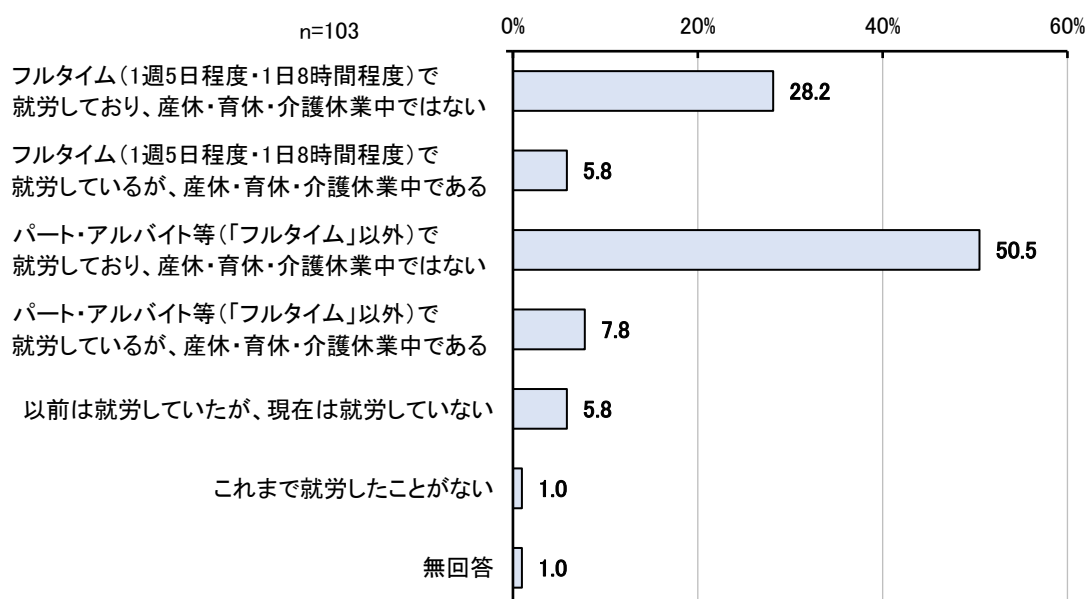


問 お子さんの母親の現在の就労状況をうかがいます。(〇は1つ)

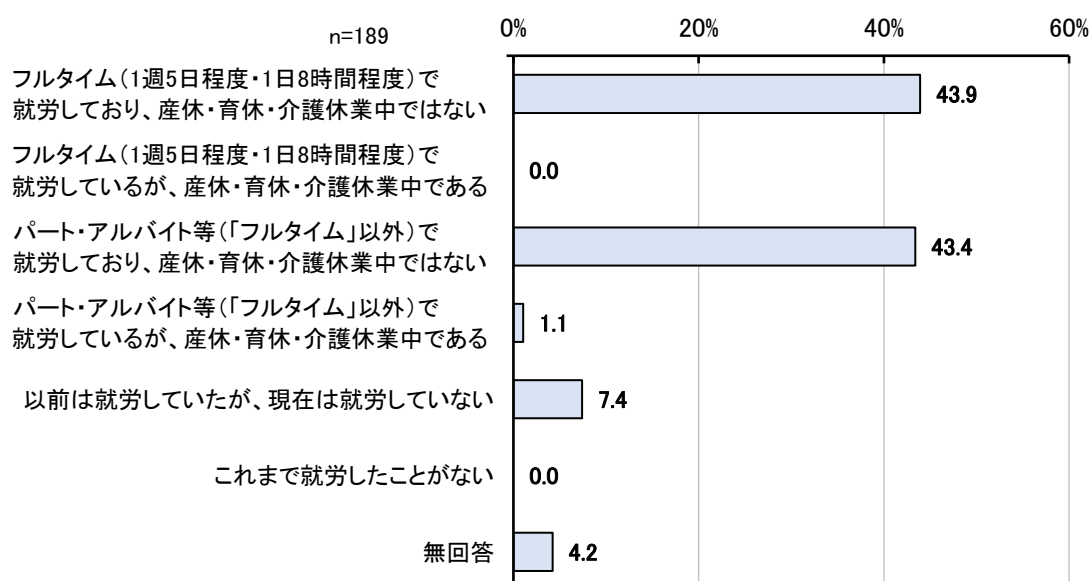
母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が50.5%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」28.2%となっています。

小学生児童保護者では、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が43.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」43.4%となっています。

【就学前児童保護者】単数回答



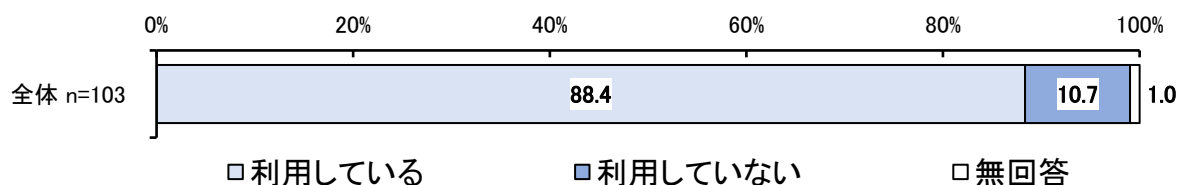
【小学生児童保護者】単数回答



問 お子さんは現在、保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。
(○は1つ)

お子さんの現在の「定期的な教育・保育の事業」の利用についてみると、「利用している」の割合が88.4%と約9割の方が利用しています。

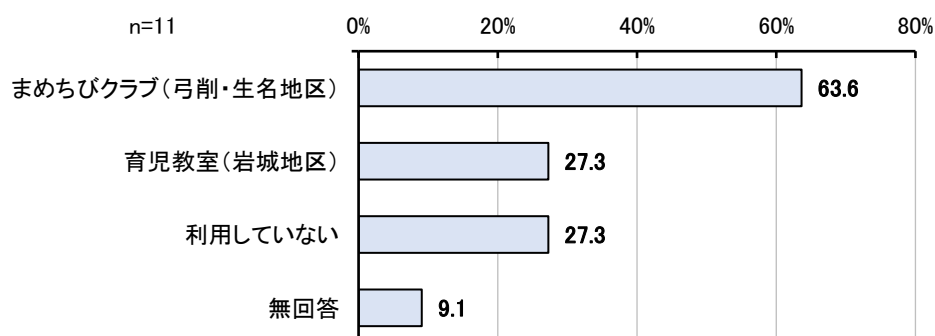
【就学前児童保護者】単数回答



問 「定期的な教育・保育事業」に通っていないお子さんをお持ちの方にうかがいます。
この1年間に、次の事業を利用しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

この1年間の事業の利用についてみると、「まめちびクラブ(弓削・生名地区)」の割合が63.6%と最も高く、次いで「育児教室(岩城地区)」27.3%となっています。また、「利用していない」の割合は27.3%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



問 お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。（それぞれ、1つずつ○）

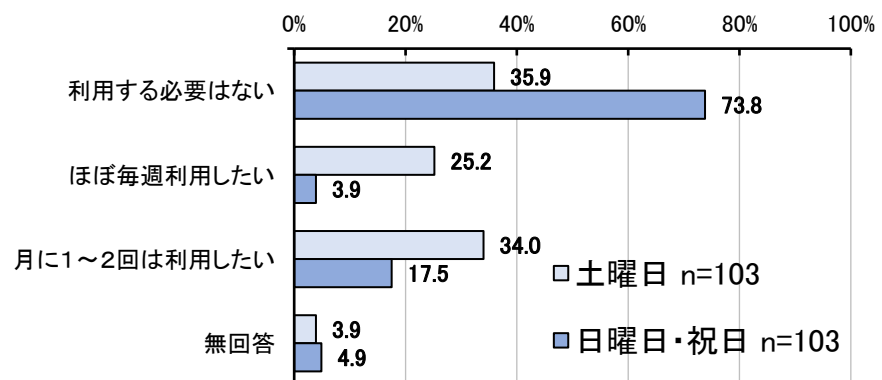
（1）土曜日

定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）の割合が59.2%と約6割が土曜日の教育・保育事業の利用を希望しています。また、「利用する必要はない」の割合は35.9%となっています。

（2）日曜日・祝日

定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）の割合が21.4%と2割が日曜日の教育・保育事業の利用を希望しています。また、「利用する必要はない」の割合は73.8%となっています。

【就学前児童保護者】単数回答



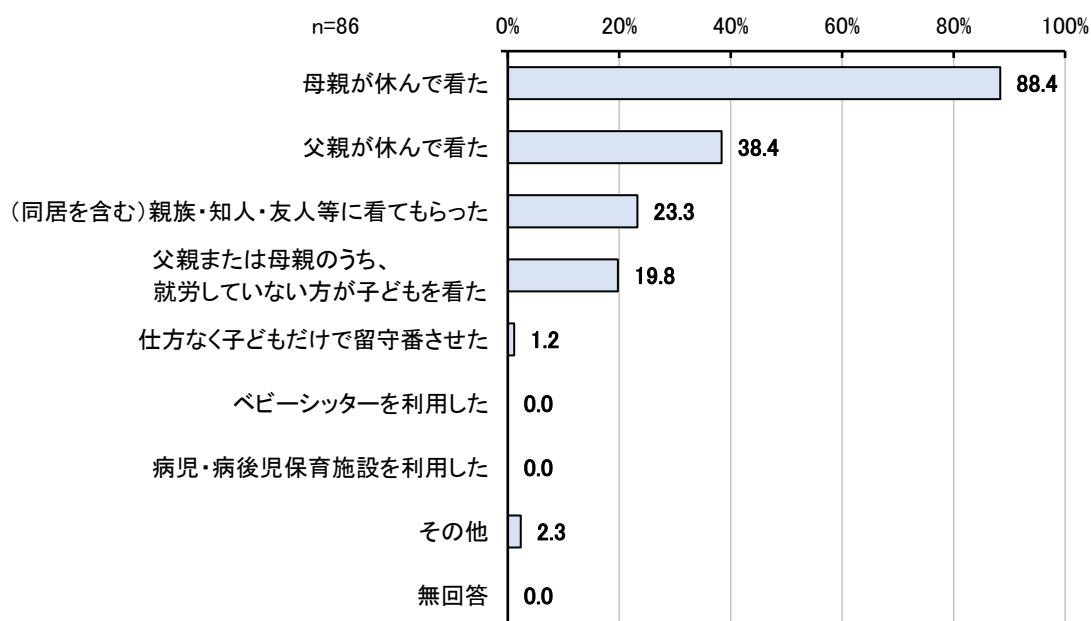
問 お子さんが病気やけがで普段利用している保育の事業（保育所）・小学校が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれですか。

（あてはまる番号すべてに○）

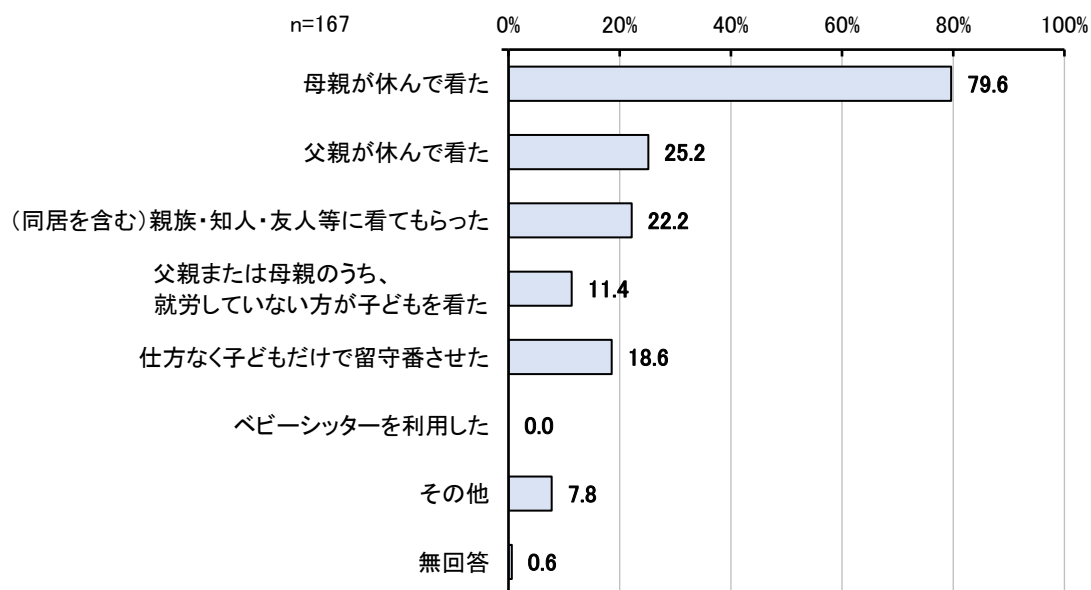
普段利用している保育の事業が利用できなかった時の対処方法についてみると、「母親が休んで見た」の割合が88.4%と最も高く、次いで「父親が休んで見た」38.4%、「（同居を含む）親族・知人・友人等に看てもらった」23.3%となっています。

小学校を休むなどされた場合の対処方法についてみると、「母親が休んで見た」の割合が79.6%と最も高く、次いで「父親が休んで見た」25.2%、「（同居を含む）親族・知人・友人等に看てもらった」22.2%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



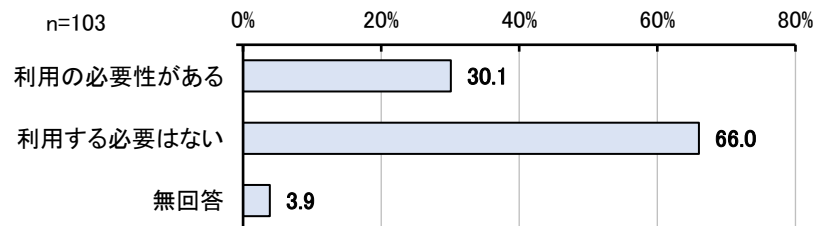
【小学生児童保護者】複数回答



問 お子さんについて、不定期な一時預かりのような事業を私用、親の通院、不特定の就労等の目的で、利用の必要性についてうかがいます。(〇は1つ)

事業を利用する必要性についてみると、「利用の必要性がある」の割合は30.1%となっており、3割の方が利用する必要性があると思われます。また、「利用する必要性はない」の割合は66.0%となっています。

【就学前児童保護者】単数回答



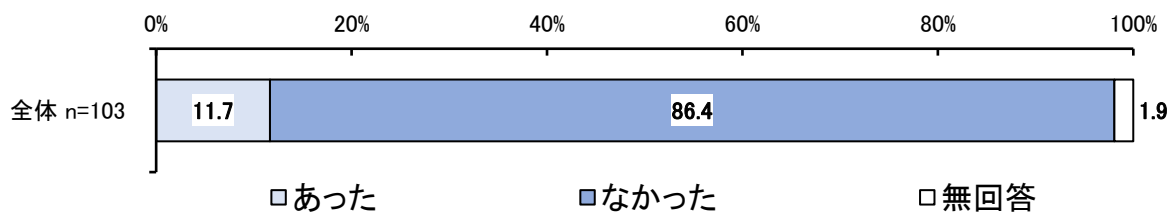
問 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気等)により、お子さんを泊まりがけて保護者以外にみてもらわなければならないことはありましたか。

(〇は1つ)

この1年間に、お子さんを泊まりがけて保護者以外にみてもらわなければならないことがあったかについて、「なかった」の割合が86.4%を占めており、「あった」の割合は11.7%となっています。

「あった」と答えた方の対処方法については、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が83.3%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」16.7%となっています。

【就学前児童保護者】単数回答



■ 「あった」と回答した人の対処方法 (n=12)

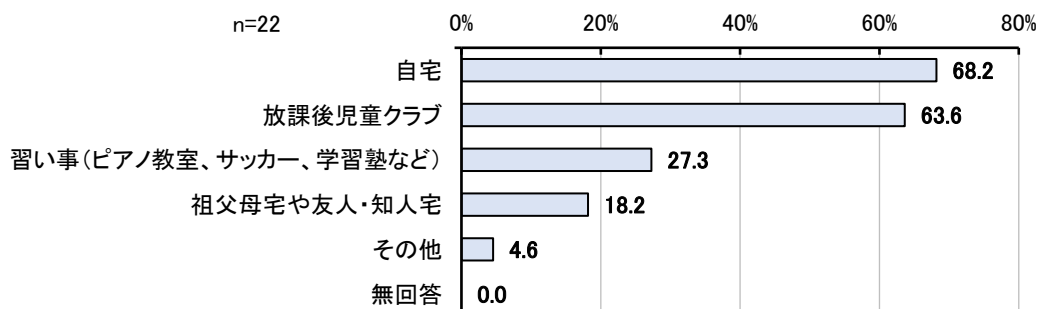
(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	83.3%
仕方なく子どもを同行させた	16.7%

※他の回答はありませんでした。

問 お子さんが5歳以上である方にうかがいます。お子さんが小学校低学年（1～3年生）のうちは放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。現在のイメージをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）

小学校低学年の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」の割合が68.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」63.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」27.3%となっています。

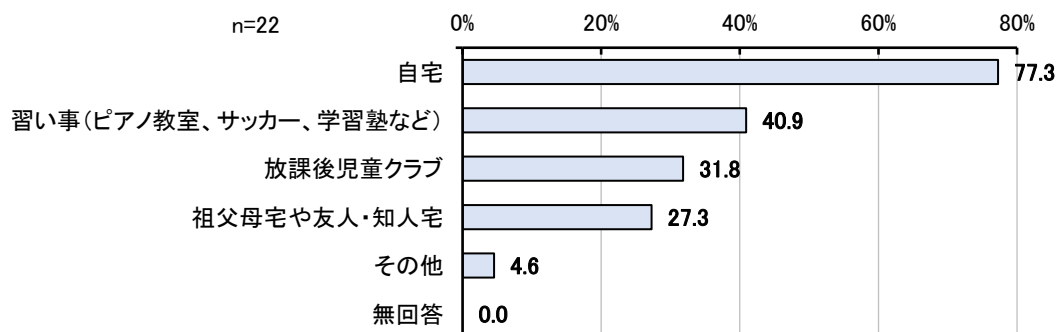
【就学前児童保護者】複数回答



問 お子さんが小学校高学年（4～6年生）になったら放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。現在のイメージをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）

小学校高学年の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」の割合が77.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」40.9%、「放課後児童クラブ」31.8%となっています。

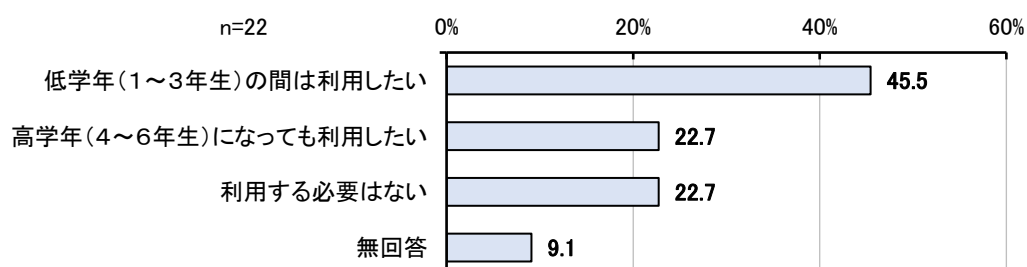
【就学前児童保護者】複数回答



問 お子さんについて、春休み・夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に「放課後児童クラブ」を利用することを希望しますか。(〇は1つ)

長期の休暇期間中の利用希望について、『利用したい』(「低学年(1～3年生)の間は利用したい」と「高学年(4～6年生)になっても利用したい」の合計)の割合が68.2%となっており、約7割が利用を希望しています。また、「利用する必要はない」の割合は22.7%となっています。

【就学前児童保護者】単数回答



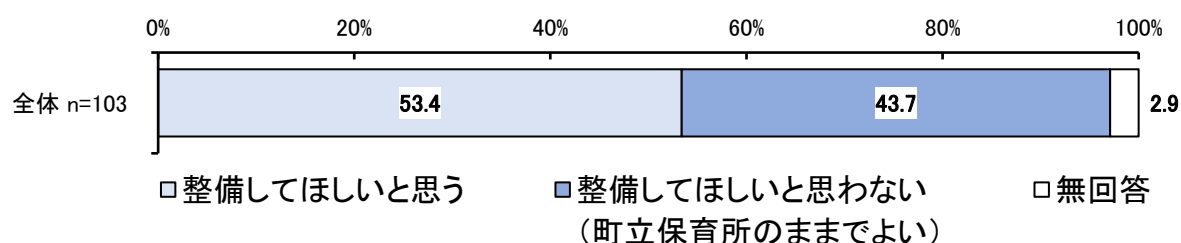
問 現在の上島町立保育所を認定こども園として施設整備してほしいと思いますか。

(〇は1つ)

※「認定こども園」：保育所(園)と幼稚園の機能をあわせ持つ施設です。このため、認定こども園になると、現在の町立保育所としての機能はそのまま、保育認定を受けていない(受けられない)世帯の3～5歳児も幼稚園の機能の利用が可能となります。

現在の上島町立保育所を認定こども園として施設整備してほしいと思うかについてみると、「整備してほしいと思う」の割合が53.4%と半数以上が認定こども園としての施設整備を望まれています。一方で、「整備してほしいと思わない(町立保育所のままでよい)」の割合が43.7%となっており、施設整備を望んでいない割合も高くなっています。

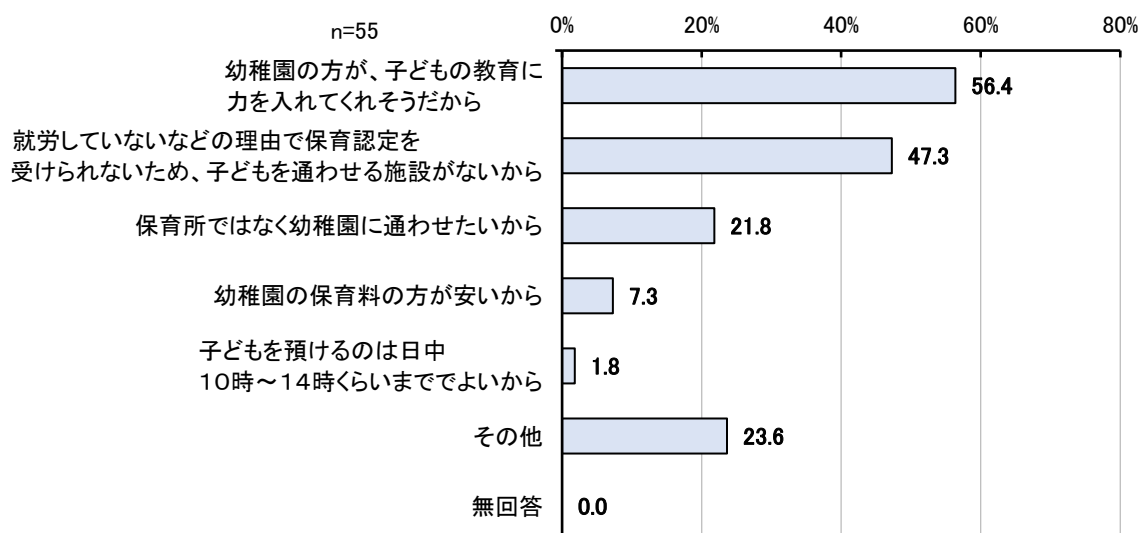
【就学前児童保護者】単数回答



問 「整備してほしい」と回答した方に伺います。そう思う理由は何ですか。
(あてはまる番号すべてに○)

整備してほしい理由についてみると、「幼稚園の方が、子どもの教育に力を入れてくれそうだから」の割合が56.4%と最も高く、次いで「就労していないなどの理由で保育認定を受けられないため、子どもを通わせる施設がないから」47.3%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



問 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
(母親、父親それぞれについて、1つずつ○)

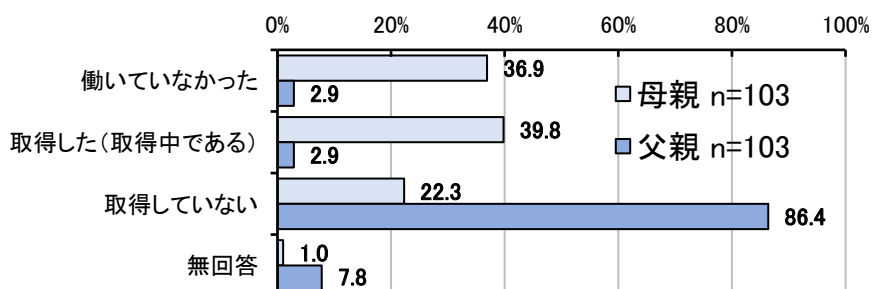
母親

育児休業の取得についてみると、「取得した(取得中である)」の割合が39.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」36.9%、「取得していない」22.3%となっています。

父親

育児休業の取得についてみると、「取得していない」の割合が86.4%と最も高く、約9割が育児休業を取得していません。また、「取得した(取得中である)」が2.9%となっています。

【就学前児童保護者】単数回答

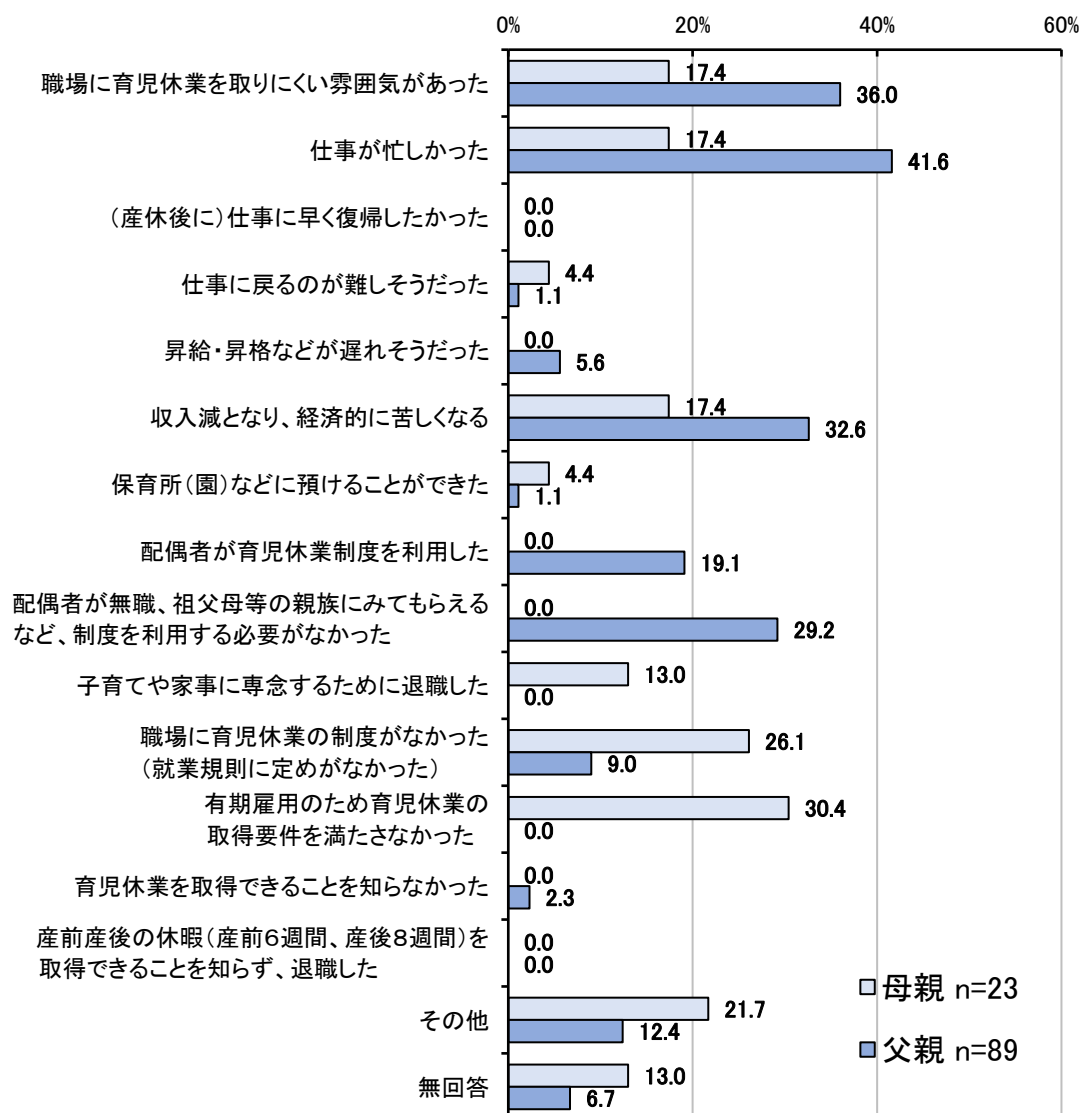


【取得していない理由】

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が30.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」26.1%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」の割合が41.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」36.0%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



問 子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。

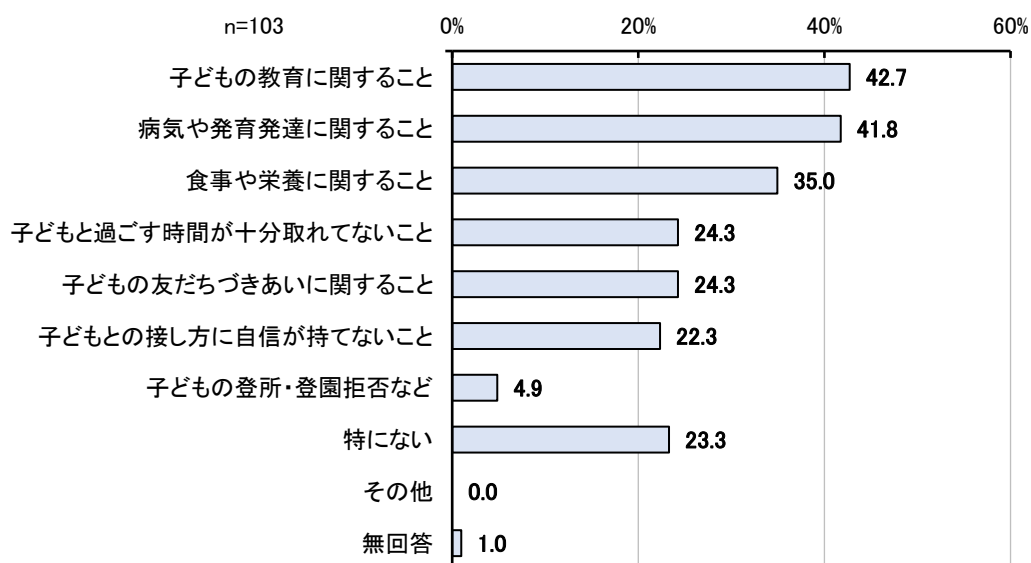
(あてはまる番号すべてに○)

(1) 子どもに関すること

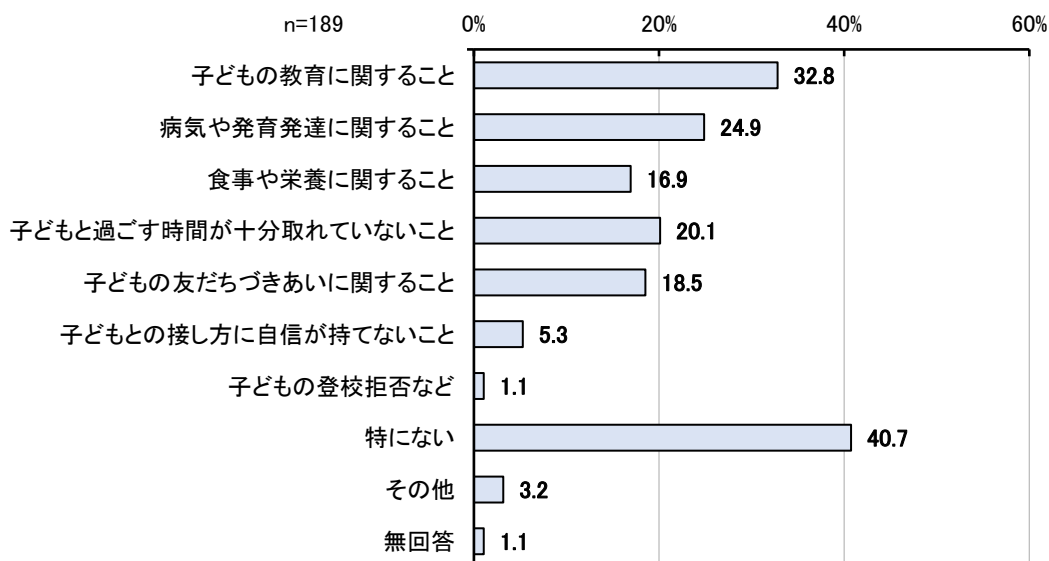
子どもに関することで日常悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童保護者では、「子どもの教育に関すること」の割合が42.7%と最も高く、次いで「病気や発育発達に関すること」41.8%、「食事や栄養に関すること」35.0%となっています。

小学生児童保護者では、「特にない」の割合が40.7%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」32.8%、「病気や発育発達に関すること」24.9%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



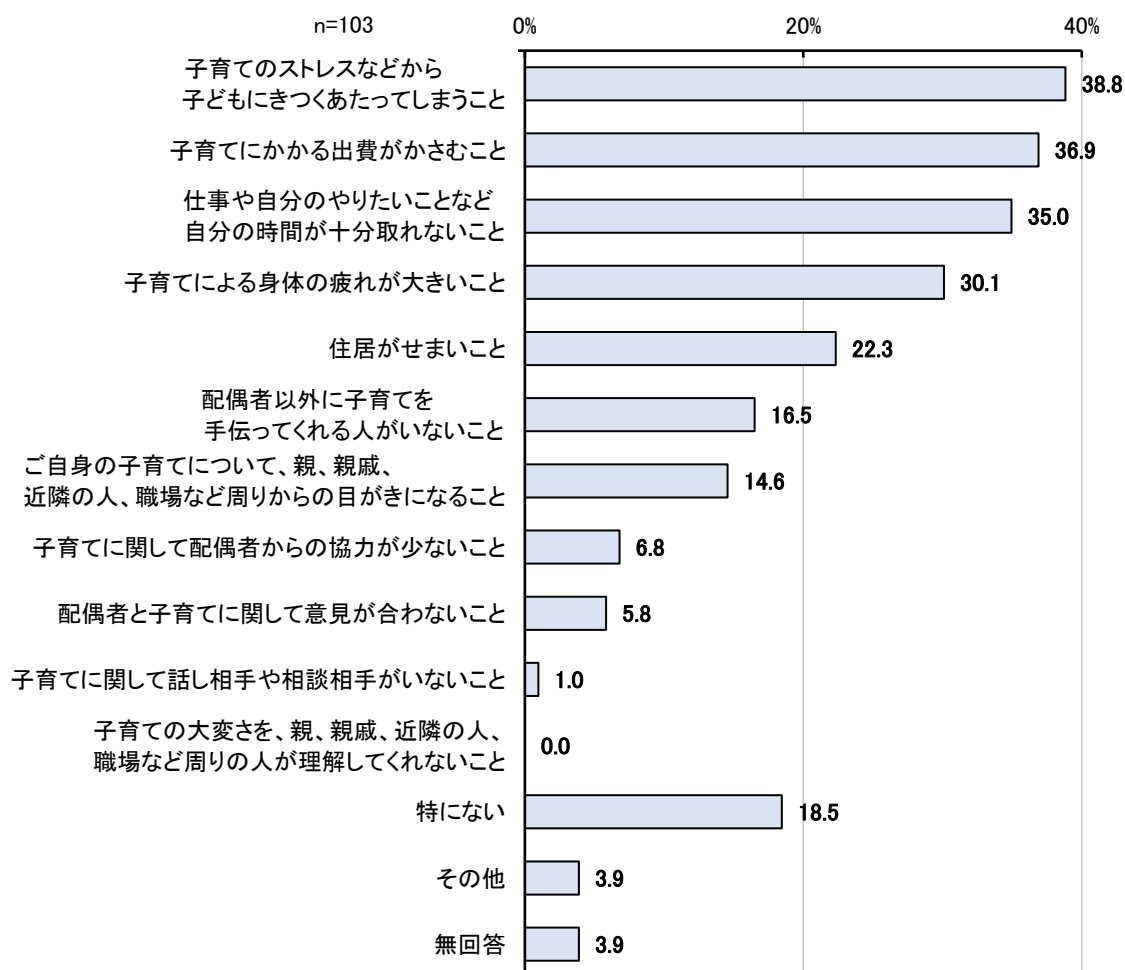
【小学生児童保護者】複数回答



(2) ご自身に関すること

ご自身に関することで日常悩んでいること、気になることについてみると、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が38.8%と最も高く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」36.9%、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」35.0%となっています。

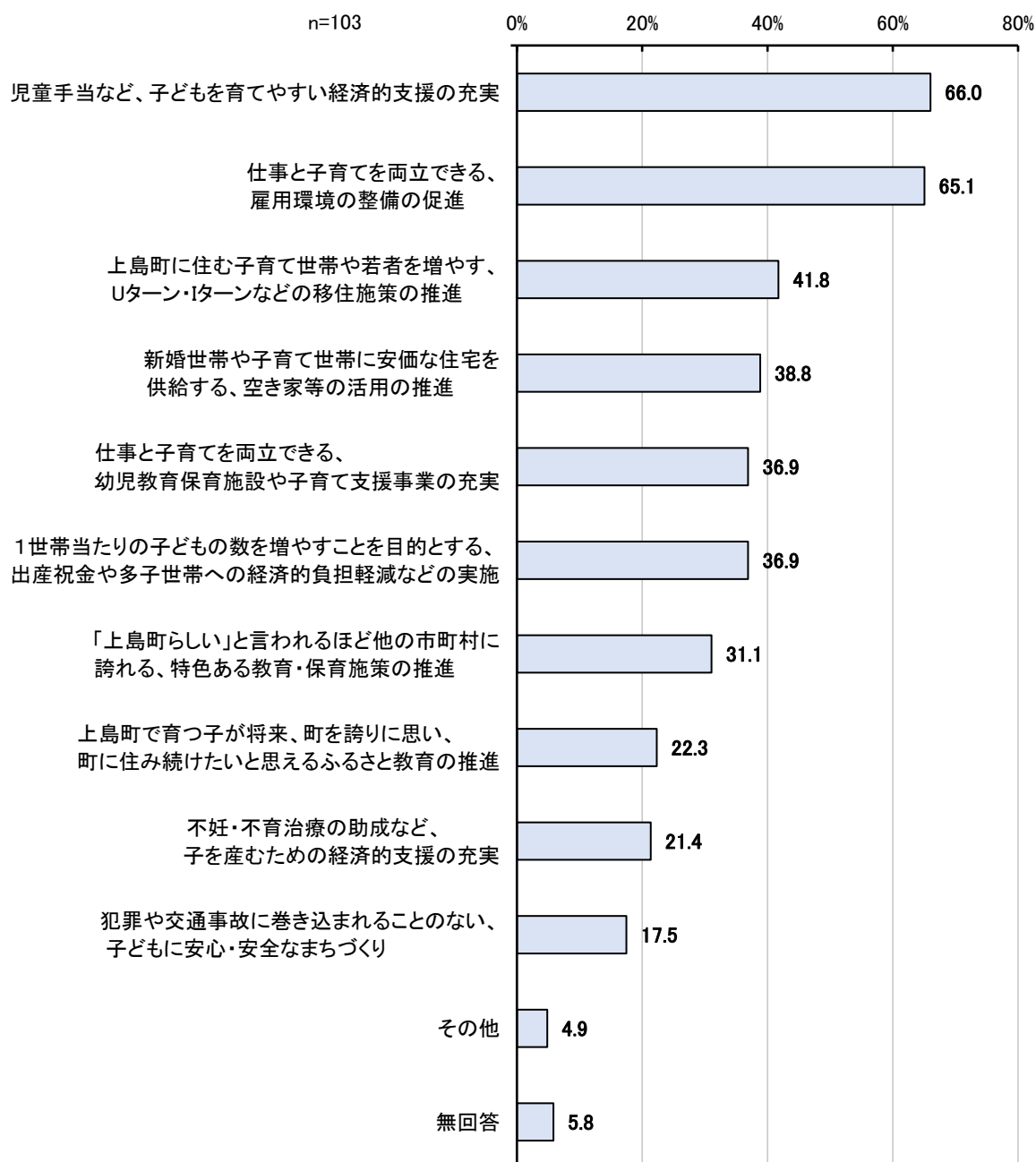
【就学前児童保護者】複数回答



問 全国的に少子化が進んでおり、上島町でも少子化が深刻な問題となりつつあります。上島町の少子化を抑止するために効果的と思われる施策や事業について、どのようなお考えですか。(〇は5つまで)

上島町の少子化を抑止するために効果的と思われる施策や事業についてみると、「児童手当など、子どもを育てやすい経済的支援の充実」の割合が66.0%と最も高く、次いで「仕事と子育てを両立できる、雇用環境の整備の促進」65.1%、「上島町に住む子育て世帯や若者を増やす、Uターン・Iターンなどの移住施策の推進」41.8%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



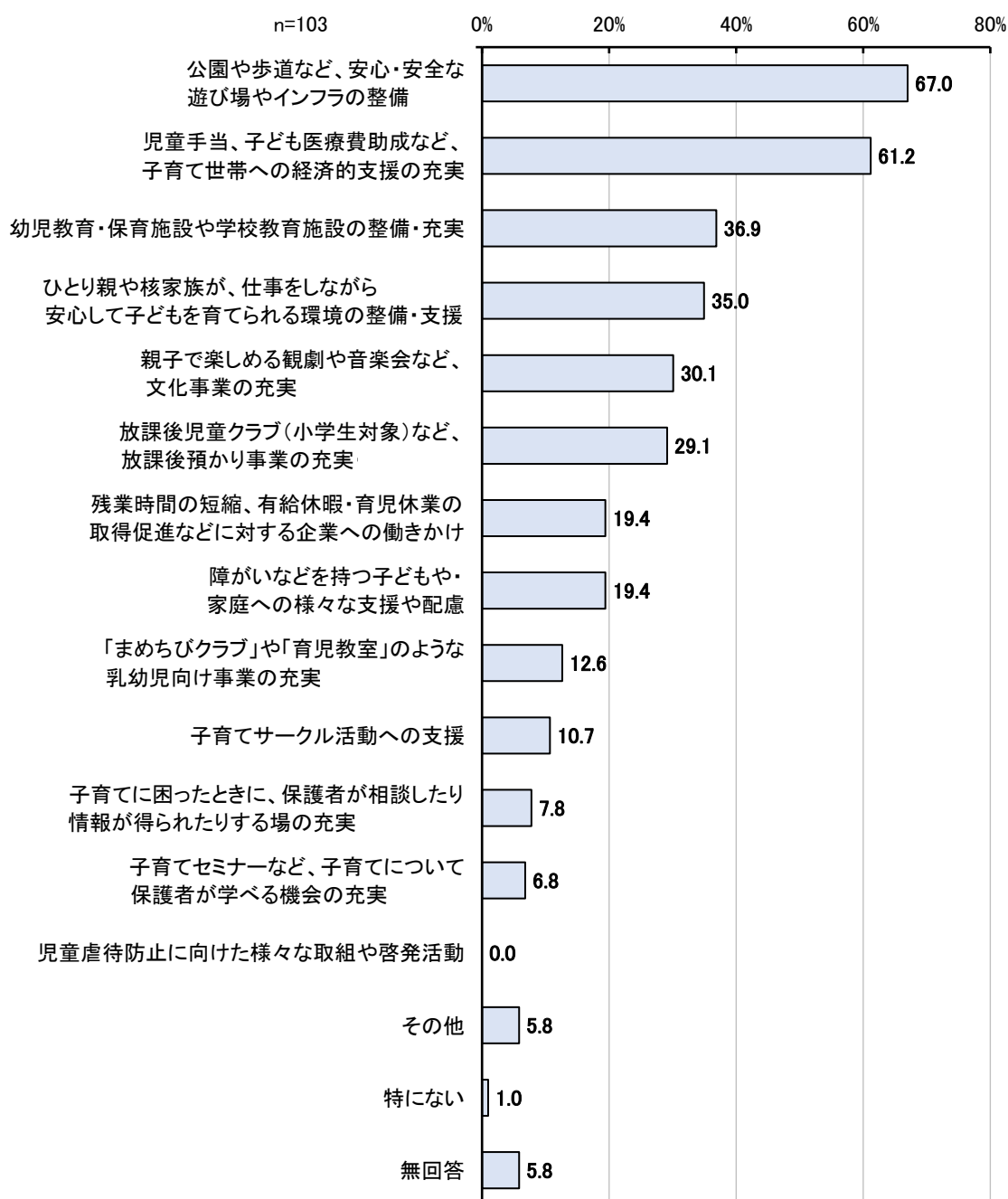
問 上島町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。

(〇は5つまで)

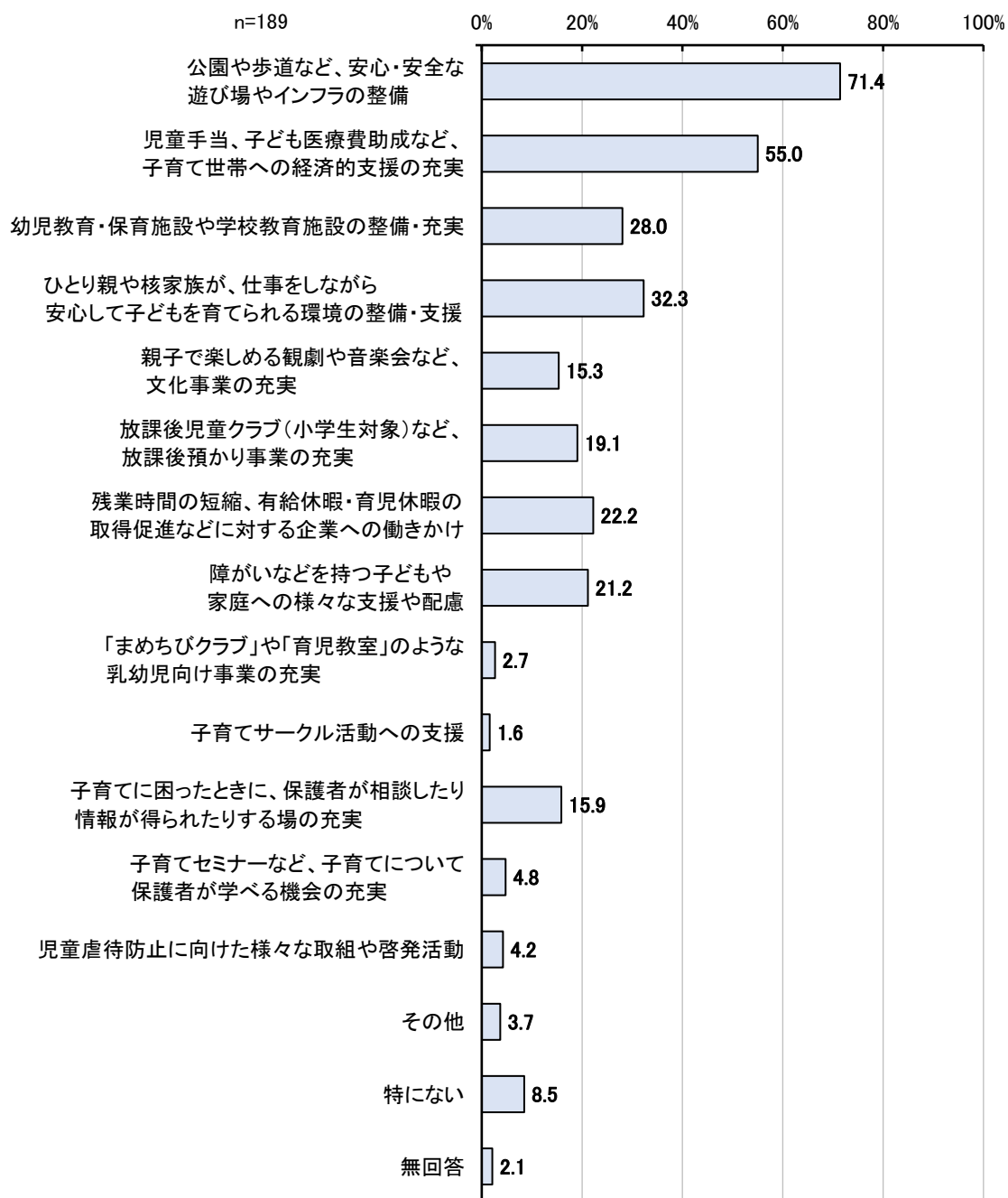
上島町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているかについてみると、就学前児童保護者では、「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が67.0%と最も高く、次いで「児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」61.2%、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備・充実」36.9%となっています。

小学生児童保護者では、「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」の割合が71.4%と最も高く、次いで「児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」55.0%、「ひとり親や核家族が、仕事をしながら安心して子どもを育てられる環境の整備・支援」32.3%となっています。

【就学前児童保護者】複数回答



【小学生児童保護者】複数回答



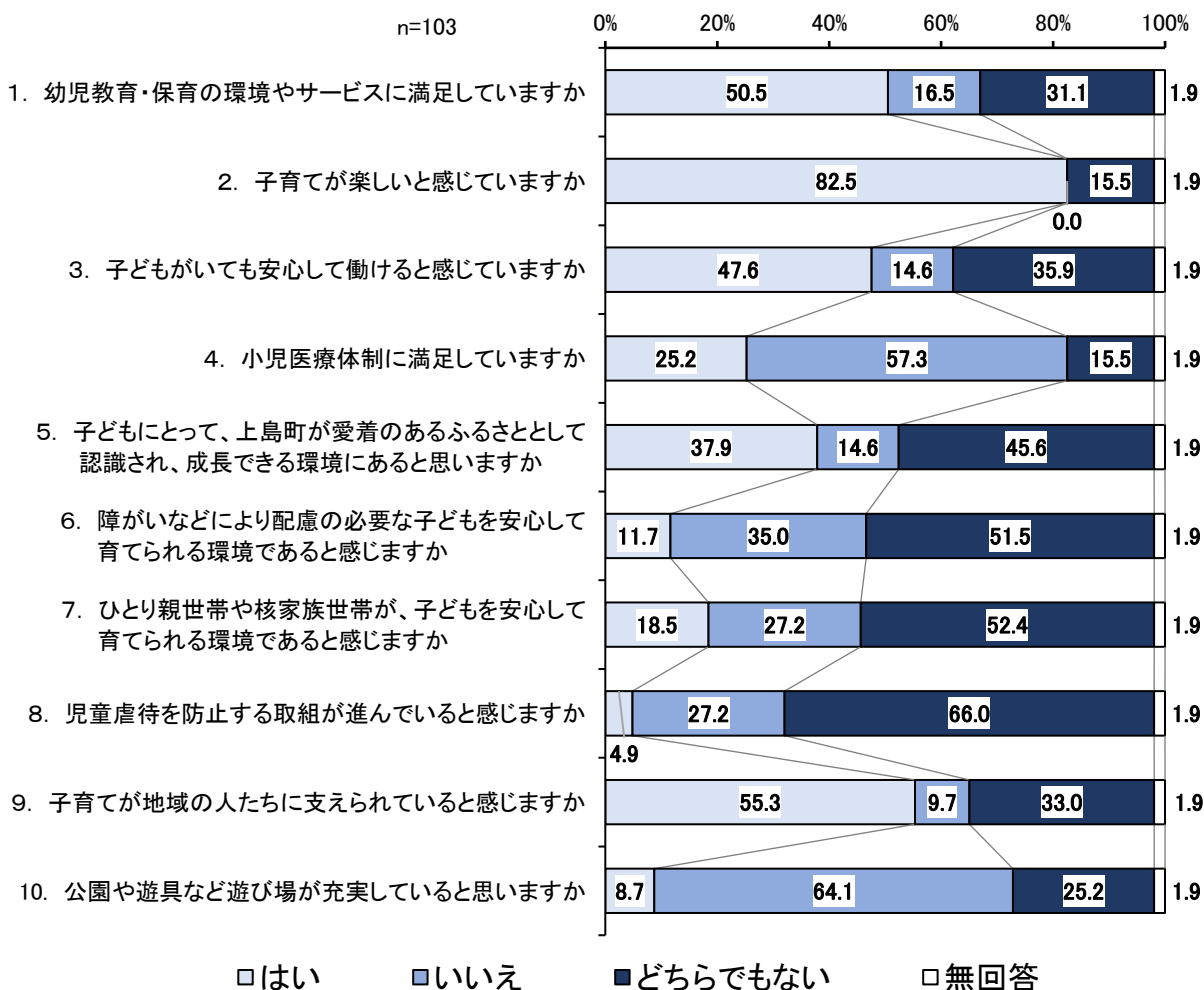
問 お子さんを上島町でこれまで育ててこられた中で、子育てに関する次の点についてどのように考えますか。(それぞれの項目について、1つずつ○)

上島町の子育て環境をどのように考えているかについて、各項目に「はい」と回答された方に着目すると、就学前児童保護者では、「2. 子育てが楽しいと感じていますか」で82.5%と子育てが楽しいと8割以上の方が感じています。また、「9. 子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか」で55.3%、「1. 幼児教育・保育の環境やサービスに満足していますか」で50.5%と、それぞれ半数以上の方が「はい」と回答しており、満足している傾向がみられます。一方で、「いいえ」と回答された方に着目すると、「10. 公園や遊具など遊び場が充実していると思いますか」で64.1%、「4. 小児医療体制に満足していますか」で57.3%となっており、これらの項目では半数以上の方が満足していない傾向がみられます。

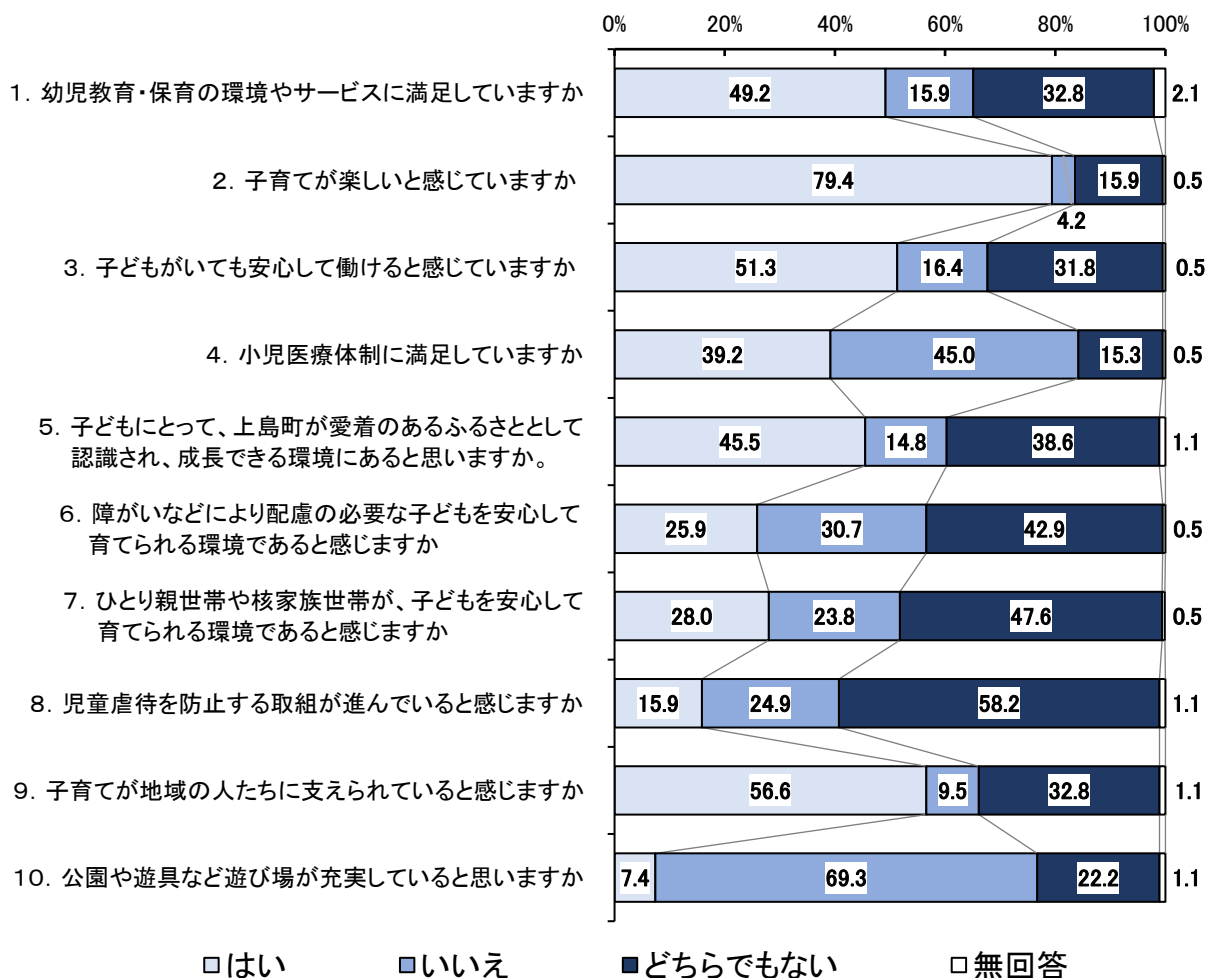
小学生児童保護者では、「2. 子育てが楽しいと感じていますか」で79.4%と子育てが楽しいと約8割の方が感じています。また、「9. 子育てが地域の人たちに支えられていると感じますか」で56.6%、「3. 子どもがいても安心して働けると感じていますか」で51.3%と半数以上の方が「はい」と回答しており、満足している傾向がみられます。

一方で、「いいえ」と回答された方に着目すると、「10. 公園や遊具など遊び場が充実していると思いますか」で69.3%と約7割の方が満足していない傾向がみられます。

【就学前児童保護者】単数回答



【小学生児童保護者】単数回答



(2) アンケート調査結果からみえる課題

◆就労状況と保育の状況と預かりのニーズについて

- 母親の就労状況をみると、就学前児童保護者では92.3%（産休・育休・介護休業中を含むフルタイムとパートタイムの合計）が就労しており、小学生保護者では88.4%（産休・育休・介護休業中を含むフルタイムとパートタイムの合計）と高くなっています。また定期的な保育事業の利用状況をみると、「利用している」の割合は88.4%となっています。
- 子どもをみてもらえる親族・知人についてみると、就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.3%と過半数となっていますが、一方、「いずれもない」が10.7%となっています。小学生児童保護者では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」がともに52.9%と過半数となっていますが、一方、「いずれもない」が4.8%となっています。
- 土曜日、日曜日・祝日の保育の利用希望をみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」が最も割合が高くなっていますが、土曜日は、「ほぼ毎週利用したい」が25.2%と2割を超え、「月に1～2回は利用したい」が34.0%と3割を超えています。
- 保護者の私用、通院、不定期の就労等の目的での不定期の一時預かりのような事業の利用の必要性をみると、「利用する必要はない」が66.0%となっていますが、一方、「利用する必要性がある」が30.1%と3割を超えています。
- 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者、家族の病気等）により、泊りがけで子どもをみてもらわなければならなかった経験をみると、「なかった」の割合が86.4%と8割を超えて高くなっていますが、一方、11.7%の人が「あった」と回答しています。経験があった人の対処方法は、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」83.3%、「仕方なく子どもを同行させた」16.7%となっています。

母親の就労率が高くなると、子どもの預かりが問題となる可能性があります。上記の結果から、一定の割合の人が土曜日や緊急時に子どもをみてもらえる環境が求められています。

◆放課後の居場所づくりについて

- 就学前児童保護者が希望する小学校進学後の放課後の過ごし方についてみると、「低学年」時では「自宅」の割合が68.2%、「高学年」時でも「自宅」が77.3%と最も高くなっています。
- 長期休暇期間の「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が45.5%となっています。

母親の就労率が高い中、放課後の子どもの居場所として、自宅希望の割合が高くなっていますが、子どもが安心して過ごせる場所の確保と環境づくりが大切になります。

◆子育てと仕事の両立について

- 育児休業の取得についてみると、母親では「取得した（取得中である）」が39.8%となっており、一方、「取得していない」が22.3%となっています。父親では「取得していない」が86.4%と8割を超えています。取得していない理由では、母親は「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」と「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が高くなっており、父親は、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高くなっています。

男女ともに子育てと仕事が両立できるよう、子育てにやさしい社会・就労環境の整備が求められています。

◆相談体制の整備について

- 日常悩んでいることをみると、子どもに関することでは就学前、小学生児童保護者ともに「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く、保護者自身については「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が38.8%と最も高くなっています。
- 気軽に相談できる人、相談できる場所についてみると、「配偶者（夫又は妻）・パートナー」の割合が86.6%と最も高く、次いで「親族（祖父母など）」が82.5%となっています。一方、「まめちびクラブ」、「育児教室」での育児相談が10.3%、「町の子育て支援の相談窓口」6.2%となっています。

相談窓口などの子育て支援についての周知を継続することで、保護者の子育てに関する悩みや不安、負担の軽減を図る必要があります。

◆子育てに関する町への要望について

- 少子化対策として効果的と思われる施策や事業についてみると、「児童手当など、子どもを育てやすい経済的支援の充実」の割合が66.0%と最も高く、次いで「仕事と子育てを両立できる、雇用環境の整備の促進」となっています。
- 期待している子育て支援についてみると、就学前・小学生児童保護者ともに「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」が最も高く、次いで「児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」となっています。
- 「小児医療体制」に満足していない割合が57.3%、「障がいなどにより配慮の必要な子どもが安心して育てられる環境」ではないと感じている割合が35.0%となっています。

町が行っている子育て支援を継続するとともに、少子化対策、子育てに関する支援の拡充が求められています。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

Ⅰ 計画の基本理念

【基本理念】

笑顔で暮らせる こどもまんなか 上島町

「こども大綱」が目指すのは、「こどもまんなか社会」の実現であり、「こどもまんなか社会」とは、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態で生活を送ることができる社会のことです。

上島町では、「こども大綱」の理念を取り入れ、誰一人取り残さず、子どもや子育て家庭を社会全体で支援し、常に子どもにとっての最善の利益を第一に考え（こどもまんなか）、すべての子どもが笑顔で暮らせ、健やかに成長できるまちづくりを進めます。

2 計画の基本目標

本計画の理念を実現していくために、以下の基本目標を定めます。

(1) 地域子ども・子育て支援の充実

少子化・核家族化などの社会変化とともに、子育ての不安や負担を抱える保護者が増え、子育てへのニーズが多様化する中、子どもの健やかな成長のための適切な環境を確保し、すべての家庭が安心して子育てでき、子どもたちが笑顔で成長していけるよう、質の高い保育の提供、子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子どもと保護者の健康の確保

子どもと保護者の健康を第一に考え、妊娠期から出産、子育てへと切れ目のない支援と親子の健康確保を図るとともに、相談・支援事業の充実を図ります。健診・検診をはじめとする疾病予防や食育に関する取組を推進し、ライフステージに応じた適切な支援の提供に努めます。

(3) 教育環境の整備

子どもたちが安心して学び、活動できるよう、さらに「生きる力」を身につけられるよう、一人ひとりの状況に応じて適切な指導を行える教育環境の整備を図ります。また、家庭や地域の教育力の向上のために、適切な情報の提供と、地域の様々な主体との連携による活動の場の提供を図ります。

(4) すべての子どもと子育て家庭への支援の充実

障がいを持つ子どもや子どもの貧困など、様々な困難を抱える子どもと子育て家庭に対して支援を行うことで、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、早期発見・早期対応を基本として、児童虐待防止やいじめ防止活動に取り組みます。

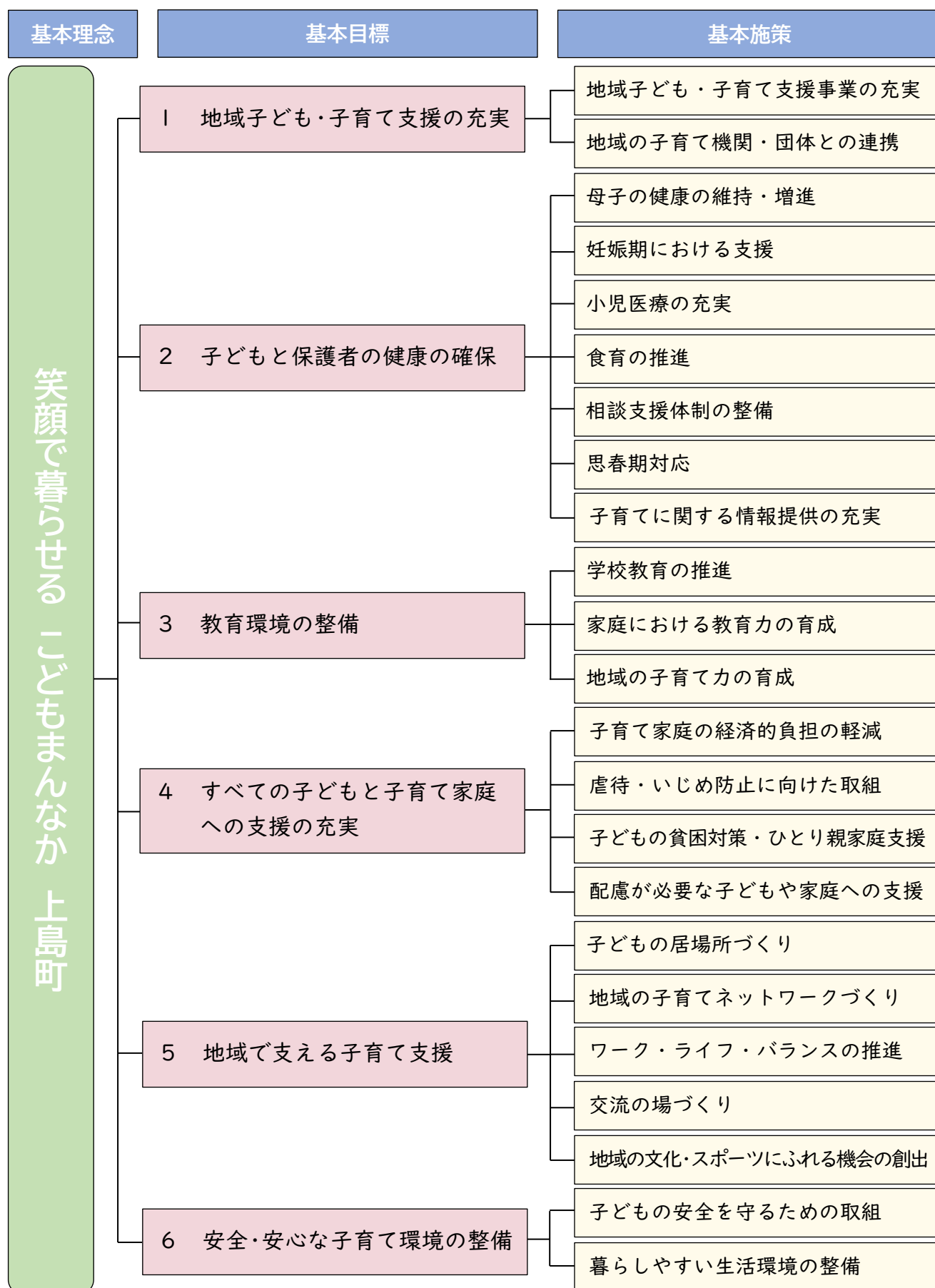
(5) 地域で支える子育て支援

地域の関係機関・団体・企業と連携し、子どもの安全な居場所づくりや地域でつながるネットワークづくりへの支援を通して、地域全体で子育てを支える意識の醸成を図り、子どもの豊かな心を育む機会を充実させます。また、仕事と子育ての両立についての啓発活動を継続し、子育てしやすい環境の整備に努めます。

(6) 安全・安心な子育て環境の整備

安全な遊び場の整備や防犯、交通安全対策など、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な生活環境の整備に取り組み、子どもと子育て家庭の安全・安心を確保するまちづくりを推進します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域子ども・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域全体で子どもとその家庭を支援し、子どもの健やかな成長と家庭の安定を図ります。
- 地域における関係機関との連携や交流活動を協働で行うことは、子ども・子育て支援の充実を図る上で基礎となるもので、持続可能な支援体制を得るために極めて重要です。関係機関・団体との連携強化を通して、子どもが健やかに育まれる地域づくりを推進します。

(Ⅰ) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	住民課 健康推進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	住民課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	住民課
延長保育事業	保護者の仕事や通勤等やむを得ない理由で、認定された保育時間内の送迎が間に合わない場合、時間を延長して子どもを預かる事業です。	住民課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	住民課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保護者の方の就労要件などを問わず、子どもを保育所などの施設に通わせることができる事業です。令和8年度から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境の整備を目指します。	住民課

(2) 地域の子育て機関・団体との連携

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
地域福祉の推進	地域福祉の観点から、住民や各種団体、ボランティア・NPO・企業などとの密接な連携による子育て支援活動の展開を図ります。 今後、広報周知を継続して行うとともに、町内の関係機関・団体が連携して、取組を強化していきます。	住民課
地域における自主的なふれあいや交流活動の育成・支援	地域の活性化を図り、近隣・各島での交流・ふれあいを図ることを目的として、民生児童委員や自治会などの団体が行う自主的なふれあい・世代間交流活動を育成・支援します。 子育てを支援する地域の活力を高めるための活動が必要であり、今後は、地域の実情を考慮しながら、活動のあり方を含めて検討します。	住民課
児童委員活動の充実	健やかに子どもを産み育てる環境づくりを、社会全体の課題としてとらえて支援していきます。そのためにも、民生児童委員・主任児童委員との連携を密に図ります。 現在、民生児童委員・主任児童委員による相談事業、見守り、関係機関への取り次ぎなどの活動を行っており、今後も継続して活動の充実を図っていきます。	住民課

基本目標2 子どもと保護者の健康の確保

○子どもを産み育てる環境を整備し、子どもと保護者の心身の健康づくりに留意し、妊娠前から出産・子育て期へと切れ目のない支援を行っていきます。

(1) 母子の健康の維持・増進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付し、交付をきっかけとして保健師等が妊婦と交流し、相談にも応じていきます。妊娠や出産に対する不安の軽減と母親としての自覚を高めていきます。 また、プレママ教室の案内や妊産婦等通院費助成制度の説明、チャイルドシート購入費助成等各種制度についての説明も交付時に行っています。	健康推進課
妊産婦訪問指導	病気や家庭環境などが妊産婦の妊娠・出産などに支障を及ぼすおそれがある場合に、保健師が訪問し、妊産婦の不安の軽減に努めていきます。全妊婦に必要なプランを提示し、乳児家庭全戸訪問で個別プラン状況の評価が行えるように実施しています。また、ハイリスク妊婦へ継続して訪問するなど、一人ひとりに寄り添い、不安解消などに努めていきます。	健康推進課
家庭訪問による育児支援の推進	関係機関と連携を図りながら、育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対し、訪問による援助や専門的な相談・指導などの実施を図り、家庭での安定した生活を支援します。また、健診等での相談ではできなかった悩み・不安について、対応し、きめ細やかな支援ができるよう努めています。	健康推進課
健康診査の実施	各種健康診査を実施し、身長・体重・胸囲の測定・相談などを行うことにより、子どもの心身の発達の確認、疾病の早期発見を行っていきます。また、親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行い、健康の保持・増進を図っていくとともに、ブックスタート事業も実施していきます。	健康推進課
予防接種の実施	新生児訪問時に予防票を配布することにより、説明を個別に行いながら、予防接種の重要性を伝え、各種予防接種を実施していきます。	健康推進課
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	健康推進課

事業名	業務内容	担当部署
歯の健康教室	保育所・小・中学校において、歯みがき教室を実施するとともに、歯科医師による歯科検診と相談やブラッシング指導などを行い、虫歯予防の意識を高め、正しい知識の普及を図っていきます。 むし歯をはじめ、口腔機能から全身への健康へ繋がれるよう、口腔ケアの重要性について指導しています。	健康推進課 教育委員会
離乳食教室の充実	乳幼児の栄養と離乳食の進め方や調理方法についての教室を行っていきます。 乳幼児相談と離乳食教室をあわせて実施しており、これらの事業をきめ細かく実施していくことにより、乳児の健全な育成と離乳完了を目指します。	健康推進課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とし、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子健康及び子育てに関する情報の提供を行っていきます。	健康推進課

(2) 妊娠期における支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
医療機関（産科・産婦人科等）の情報提供	妊産婦の経過観察には保健師が対応していますが、上島町内には産科・産婦人科の医療機関がないため、それぞれに適した医療機関を選択できるよう、周辺自治体の医療機関に関する情報を提供していきます。	健康推進課
不妊に関する相談・治療機関の情報提供	国・県・関係機関などとの連携を図りながら、不妊に関する相談ができることを周知します。また、安心して、相談しやすい環境や体制を整備し、妊産婦等通院費助成制度の啓発のパンフレット配布など、不妊に関する情報提供を行っていきます。	健康推進課
特定不妊治療費助成にかかる支援	不妊治療に関する情報提供などの支援を行うとともに、町における助成として不妊治療を受けている夫婦の診療及び交通費に対し、助成金を交付し、治療及び通院の支援を図ります。	健康推進課 住民課
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	住民課

(3) 小児医療の充実

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理・疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ医づくりを推進していきます。 そのため、乳幼児健診を委託している病院一覧を配布し、かかりつけ医の必要性を説明していきます。また、乳幼児一般健診時には、かかりつけ医が支援していく体制を整備していきます。	健康推進課
休日・夜間・救急への対応	休日や夜間・救急に迅速な治療を受けられるよう、救急艇を運用するなど、体制づくりを進めています。また、小児救急医療相談ポスターの掲示や、家庭で行える応急処置のパンフレットの配布など、緊急時の対応についての情報提供と啓発にも努めていきます。 また、住民が電話で問合せできる＃7119（愛媛県救急安心センター）、＃8000（愛媛県こども医療相談ダイヤル）の活用を周知していきます。	消防本部 健康推進課

(4) 食育の推進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
保育所における食育の推進	お年寄りや異年齢児との交流など、食を通じたさまざまな体験活動を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、食に関する保護者への情報提供や相談に努め、家庭や地域につながる食育を推進していきます。 現在、保育所においては、食育事業を実施しており、今後も家庭や地域とのつながりを図りながら、食育事業を継続していきます。	住民課
学校給食にける食育の推進	子どもたちが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、「安全・安心」「おいしく」「健康的で魅力ある」給食などを通じて食に関する指導をしていきます。 また、学校では給食を実施しており、その中で、食材の調達から食事の摂り方、あるいは生活習慣の指導に至るまで、食育と給食の連携を図っています。今後も充実した食育・給食に取り組み、地産地消の更なる推進に努め、子どもの正しい食習慣と健康な身体づくりを推進していきます。	教育委員会 農林水産課 健康推進課

事業名	業務内容	担当部署
家庭における食育の推進	正しい食習慣を身につけるためには、成長の各段階を通じて、生活のあらゆる場面で、食育に取り組むことが大切です。特に、子どもの生活の基盤である家庭における食育は、大きな効果をもたらします。 保育所や学校の給食において、月に1回「給食だより」を発行し、伝統食やレシピを紹介するなど、家庭の食育につながる取組を推進したり、各種の保健行事や生活指導の機会をとらえて、家庭での食育を推進していきます。	教育委員会 住民課 健康推進課

(5) 相談支援体制の整備

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
育児相談の充実	就学前の子どもを対象に、発達相談や子育ての悩み、子どもとの関わり方など、子育てに関する全般の相談を行います。 今後は、相談を継続して実施していくほか、父親への情報提供を実施したり、一層の充実を図っていきます。	健康推進課
子どもの悩み相談体制の充実	いじめや不登校などに悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童・生徒のケアにあたるスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーなどによる相談活動を充実します。 社会・経済情勢の影響を受け、経済的困窮から新たな課題が発生しています。上島町においても発生する課題に応じた対応が必要となってくること考えられるため、今後も継続して相談体制を整備していきます。また、教職員や保護者への情報提供等を行い、連携して児童生徒への理解を推進します。	教育委員会

(6) 思春期対応

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
性教育の推進	学級活動、体育・保健体育科、道徳科等の機会を捉えて様々な角度から性に関すること、生命の尊厳に関することなどについての学習を行い、正しい知識の普及啓発を図ります。 学校では、対象となる学年において授業で対応しており、知識と心情の両面のバランスが取れるよう、今後も継続して行っています。	教育委員会
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を推進していきます。 小・中学校では、関係機関の協力を得ながら、これらの指導・啓発の対応をしており、今後も継続して実施していきます。	教育委員会
スクールカウンセラーなどの活用促進	子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行える人材を配置し、相談体制を充実していきます。 現在、事例の発生や相談など、問題があれば活動し実施している状況です。今後も、講演会などを開催して啓発に努めるとともに、継続して相談体制の充実を進め、子どもや保護者、教職員それぞれにとって安心した学校生活になるように体制を整えます。	教育委員会
青少年の健全育成	子どもがのびのびと心豊かに育つ環境づくりを進めるため、地域社会における各種青少年関係団体の連携を強化し、団体活動や交流活動の活性化を推進します。 情勢の変化によるひきこもり、不登校、いじめ、非行などの問題を把握し、関係機関と連携して青少年の健全育成に努めます。	教育委員会
保育体験学習の実施	さまざまな子育て支援とあわせて、少子化の意識を変えていくためには、次代の親の育成という視点での取組が必要です。そのため、次代の親となる中・高校生に対して、幼児とふれあうことにより、子育ての楽しさや育ちの喜びを感じてもらうため、保育所における体験学習を行います。	住民課 教育委員会

(7) 子育てに関する情報提供の充実

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
事故防止に関する啓発の推進	乳幼児期に多い事故に対して、事故防止対策をパンフレットの配布や相談などの機会を利用して、意識啓発を図っていきます。	健康推進課
乳幼児の子どもがいる世帯等への情報提供の充実	乳幼児の子どもがいる世帯が必要とする情報について、情報収集を行い、広報・HP・CATV等において、わかりやすく情報提供を推進していきます。また、制度の改正などで随時、情報提供が必要な場合には、パンフレット・ポスター等において、情報提供を行っていくとともに、広報・HP・CATVも活用し行っていきます。	関係各課
子育て情報の提供	子育て支援サービスや、「かみじますくすくガイド」などの各種の情報を集約したパンフレットの作成やインターネットによる情報掲載など、あらゆる媒体を通じて支援情報を提供し、子育ての負担・不安の軽減を図ります。 現在、さまざまな手段を活用して資料等の提供に努めていますが、一層の充実が求められています。今後、さらに、子育てに必要な情報を吟味しながら、情報提供の充実を図っていきます。	住民課 健康推進課
医療情報の提供・意識啓発	乳児訪問時に予防接種・乳幼児健診の病院一覧を配布するなど、適切な医療が受けられるように、医療・保健機関と連携して、医療情報の提供や意識の啓発を図ります。	健康推進課

基本目標3 教育環境の整備

○学校教育・家庭・地域の教育力の強化を図り、子どもの健やかな成長のための総合的な支援の充実を図ります。

○学校、家庭、地域が一体となって子どもの成長を支え、より良い未来を築けるよう支援します。

(1) 学校教育の推進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
魅力ある教育の推進	教育内容や方法の改善・充実及び豊かな教育環境の整備などにより、子どもたちが夢や希望をもてる魅力ある教育の推進に努めます。 そのため、一人1台端末やデジタル教科書・教材、学習支援ソフトや電子図書館サービスなどICTを最大限に活用するなど、学校施設の情報化やパソコンの設置など、社会的な要請に対応した施設整備を進めていきます。さらに今後はデジタル化の推進など、より教育効果を高めるための整備を進め、誰一人取り残さない個別最適な学習環境を整備します。	教育委員会
地域に開かれた学校づくりの推進	学校・家庭・地域の協力支援体制を強化し、地域の実情に応じた特色ある学校教育を推進します。 地域と学校との連携・協働については、学校支援ボランティアとして、地域の方々のもつ経験や特技、知識などを教育の現場に生かしていただき、子どもの健やかな成長を助けていただいています。 また、平成30年度より学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクールの導入）し、さらに地域と学校がより強い絆で結ばれた協働体制の在り方を検討し、学校運営に必要な支援をしていきます。さらに、教育活動や学校運営の改善、公表を通して、保護者、地域住民の学校運営に対する理解を得て、より信頼される開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会
職業体験学習の実施	行政・学校と企業等が連携し、職場体験活動を通して、子どもの職業観・勤労観を育むとともに、上島町の豊かな自然や産業特性等を学び、町内の良さを知る機会の充実を図っています。 また、自分が進みたい進路選択と将来設計ができる育成を進めるために、職場体験学習の実施を引き続き行います。	教育委員会

事業名	業務内容	担当部署
教育機関との連携	上島町には、弓削高等学校、弓削商船高等専門学校があり、中等・高等学校で全国的な実績を上げているほか、企業や地域と連携した活動にも取り組んでいます。この貴重な地域資源を活用するため、弓削商船が実施する公開講座や行事への参加はもちろんのこと、地域づくり活動や調査研究などについても、学校と協働での取組ができるよう努めます。 弓削高等学校においては、「仕事づくり学」を創設し、弓削高校魅力化コーディネーターを配置しています。地域みらい留学生の獲得に貢献し町内進学率の向上を目指すとともに、将来上島町で活躍したいと思える生徒を育てるための取組を進めます。 また、高校生向けの学習塾がない上島町において、都市部と変わらない学習環境を整えるため、弓削高校生を対象に設置した公営塾を継続しており、また運営スタッフとして「島おこし協力隊」を講師として雇用し、他校との交流やキャリア教育など、今後も事業の拡充を図っていきます。	教育委員会 企画情報課

(2) 家庭における教育力の育成

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
保育所・学校を通じた家庭教育の推進	保育所・学校に通う子どもを持つ保護者に対して、家庭教育に関する自主的な取組への支援を充実できるよう、保育所と学校機関が連携を図ります。 現在、保育所・学校・放課後児童クラブ・家庭が連携を図りながら自主的な取組を行っており、更なる連携を図り、今後も継続して子どもの教育を推進していきます。	住民課 健康推進課 教育委員会
子育て学習などの講座の開催	子育てに関するさまざまな講座などを開催し、家庭の子育て力を高めます。 様々な教室等の取組を今後も継続し、学習する機会を提供します。	健康推進課

(3) 地域の子育て力の育成

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
地域住民による子育て支援	保育所、児童クラブ等へのいきなスポレク公園等の活用の推進や、公民館活動での地域との関わりを持つなど、地域の大人たちが中心となって、スポーツや文化など多彩な活動ができる子どもの居場所づくりを進め、地域社会全体での子育てを推進します。 今後、地域としての支援体制を構築していくため、地域のリーダー育成や人材の確保を含めて推進します。	教育委員会
学校・家庭・地域の連携強化	子どもの教育は、まちぐるみで営むという意識を啓発するとともに、学校・家庭・関係団体の連携強化のため、コミュニティ・スクールの充実を図っており、今後も引き続き推進していきます。 子育てについての地域の課題や、保護者のおかれている現状について共有し、子育て講座のテーマを設定して、学校の参観日を活用し保護者、地域の方がともに学習できる機会を設けています。 また、学校PTA、主任児童委員、諸機関などとの連携が図られており、今後も一層の連携を図っていきます。	教育委員会
子育てボランティアの育成	地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティア人材の発掘・育成に努めます。	住民課

基本目標4 すべての子どもと子育て家庭への支援の充実

- すべての子どもが健やかに成長し、子どもと子育て家庭が安心して生活できるよう、経済的負担の軽減、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、障がいをもつ子どもとその家庭への支援などを強化します。
- 児童虐待及びいじめ防止に向けて、早期発見、早期対応を徹底するとともに、関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切に対応し、被害者とその家族を支援し、子どもが安全で安心して育つことのできる社会を目指します。

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
愛顔の子育て応援事業	子どもを持ちたい人が安心して生み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援として、第2子以降の子どもを出生した子育て世帯に、紙おむつ購入の応援券を交付しています。	住民課
子育て支援医療費などの助成	子どもの医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 現在、22歳までの学生への医療費拡充に向けて制度改革を行いました。今後も制度の維持継続に努めていきます。	住民課
チャイルドシート購入費の助成	交通事故の衝突の危険性から乳幼児を守り、あわせて保護者の経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシートの購入に要する費用の助成を行います。	住民課
児童手当給付	家庭教育の安定と次世代を担う児童の健全育成などを図るため、児童手当制度により支援を行っていきます。このような、国の新たな支援制度の動向を的確に把握し、適切な対応を取っていきます。	住民課
保育料の無償化事業	保護者の経済的負担を軽減し、子どもを産み・育てやすい環境整備などを図るため、上島町内の保育所に在籍する児童の保育料等を補助金として交付し、無料化する事業を行います。	住民課

(2) 虐待・いじめ防止に向けた取組

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
子どもの権利擁護の推進	「子どもの最善の利益」の実現を目指し、子どもの持つ権利を尊重し、必要な保護を実施できるよう、周知・啓発を行います。	住民課
児童虐待防止に向けたネットワーク活動の推進	児童虐待防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関などとの連携を図り、適切な対応を行います。また、リーフレットやパンフレット等で広報周知による虐待に対する意識啓発を行います。 上島町では「上島町要保護児童対策地域協議会」を設置し、全大会やケース会議の開催と関係機関との連携を通して、要保護児童などへの援助のため、要保護児童などに関する情報交換、要保護児童に対する支援などの内容に関する協議を行っており、今後も協議会の適切な運用により、児童虐待への効果的な対応を推進していきます。	住民課
子どもの悩み相談体制の充実【再掲】	いじめや不登校などに悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童・生徒のケアにあたるスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーなどによる相談活動を充実します。 社会・経済情勢から上島町においても不登校の子どもへの対応が必要となってくることと考えられるため、今後も継続して体制を整備していきます。また、教職員や保護者への指導等を行うことにより、児童生徒理解を推進します。	教育委員会

(3) 子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
母子父子（寡婦）福祉資金の貸付	母子又は父子家庭の母親又は父親や寡婦などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、所要の資金を貸し付けています。	住民課
ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成	ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭の福祉増進を図ります。 法律に基づき、その子どもの範囲で実施しており、今後とも法律に基づき、適正に実施していきます。	住民課
相談・支援活動の推進	ひとり親家庭に対して、民生児童委員・主任児童委員などとの連携を図りながら、生活一般及び自立支援生活に必要な相談・支援の充実に努めていきます。 各機関と連携し、相談・指導体制を整備していきますが、さらに、ひとり親家庭の実態把握が必要です。今後とも必要に応じて実施体制の整備に努めていきます。	住民課

(4) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
障がいのある子どもと、ない子どもとの交流推進	障がいのある子どもとない子どもとの交流を促進していきます。 障がいのある子どもの実情を把握しながら、必要に応じて交流の場を設けていきます。 また、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育支援員等を対象として、特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援の在り方などについて研修会を実施し、実践力を高めていきます。 教育支援委員会や特別支援連携協議会において、情報交換を行い、支援が継続するように努めています。	教育委員会 住民課 健康推進課

事業名	業務内容	担当部署
特別支援教育の充実	障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、社会的な自立ができるよう特別支援教育の充実を図ります。発達障がいに対しては、健診や保育所の相談等から早期に発見し、支援を開始するよう努めていく必要があります。 特別支援教育は、地域の人材を積極的に活用するとともに、支援員を計画的に配置して対応して、適切で効果的な支援を提供しています。また、教育委員会と福祉・保健担当者が協議を行い、就学した障がい児の療育について検討していきます。今後も、教育支援委員会や特別支援連携協議会において情報交換会を行い、支援が継続するように努めるとともに、発達障がいを含む教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の支援を充実するため、広域的なネットワークを確立し、支援を必要とする子どもの理解を深めるとともに、県の職員による巡回を含め、支援体制の充実を図ります。	教育委員会 住民課 健康推進課
障がいのある子ども いる家庭への各種手 当・医療費の助成	障がいのある子ども又は保護者に対し、障がい児福祉手当や特別児童扶養手当・障がい者福祉手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。 障がいのある子どもへの手当は満 20 歳未満を対象に支給するなど、法律に基づき実施しており、今後とも適正に適用・実施していきます。	住民課
在宅福祉の充実	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの普及や各種ボランティアの活用促進などを通じ、家庭での介護者の負担軽減を図ります。	住民課
障がい児施設の設置	障がいのある子どもの療育のため、障がい児が健やかに過ごせることのできる施設の推進を検討します。 また、町外施設で、療育相談と支援が受けられるよう関係機関との連携を図り、町外の療育施設までの交通費の助成も継続して行います。	住民課

基本目標5 地域で支える子育て支援

- 地域全体で子どもを育てるために、地域社会と連携し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりや育児に関する情報提供、地域の資源を活用した多様な経験を積む環境を提供します。
- 企業の理解促進を進め、子育て中の保護者が仕事と子育てを両立できるよう啓発し、育児休業などを取得しやすい環境を整えることで、働きながら子育てがしやすい社会を目指します。

(1) 子どもの居場所づくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
親と子のふれあいの場の提供に向けての取り組みの推進	育児支援が必要な親子に対して、保育士や保健師などが指導や遊びを通して、育児について学習ができる場を提供するとともに、子育ての悩みを抱え込まないよう相談に応じています。 現在、上島町では、健康推進課による家庭訪問による育児指導などを行うほか、健診などの機会にも育児についての学習の場を提供したり、イベント等により親子ふれあいの場を設けたり、外部講師を招き育児教室の内容充実に努めていますが、今後も、こうした育児支援を実施し、親子で参加できる機会を増やしていきます。	住民課 健康推進課 教育委員会
公園緑地の整備	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備に努めていきます。自由にのびのびと遊びながら、さまざまなことを学べる場を整備していきます。 整備済み緑地については、定期的に枝打ちや草刈りを実施しています。 町内公園遊具については、毎年、専門業者による遊具点検を実施し、点検結果を基に必要な修繕等を実施しています。	関係各課

(2) 地域の子育てネットワークづくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
子育てサークル活動の育成	子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサロン「おひさま」や育児教室「まめちびクラブ」などの子育てサークル活動への参加を推進するとともに、活動への支援を図ります。 今後、子育ての実態に応じて、活動の支援を検討していきます。	健康推進課

事業名	業務内容	担当部署
地域における自主的なふれあいや交流活動の育成・支援	地域の活性化を図り、近隣の交流・ふれあいを図ることを目的として、主任児童委員・民生児童委員や自治会などの団体が行う自主的なふれあい・世代間交流活動を育成・支援します。 子育てを支援する地域の活力を高めるための活動が必要であり、今後は、地域の実績を考慮しながら、活動のあり方を含めて検討します。	住民課

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
男女共同参画による子育ての促進	母親に大きく依存している子育ての実態を改善するため、保育所などの情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する啓発の促進を図ります。これまでは、男性の参加が少なく、あまり大きな成果が得られていない中、えひめ女性財団の男性向け講演会の実施を行いました。今後さらに、啓発の促進に努めていきます。	住民課
男女共同参画意識の形成	子育てを家庭で適切に分担するためには、男女共同参画意識の形成が基礎となります。 そのため上島町においても、上島町男女共同参画推進委員会を開催し、年1回講演会を実施するなど男女共同参画意識を高める施策の推進を図っており、今後も引き続き推進していきます。	住民課
労働時間短縮などの促進	子どもの状態に応じて緊急時に対応したり、子育ての時間を十分確保するためには、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の普及が必要です。 上島町役場においては、啓発に向けたモデルケースの提示も含めて、水・金・日曜日をノー残業デーとし、ノー残業デーの庁内放送等、定時退庁の推進と時間外勤務縮減のための意識啓発に努めるなど、就労時間の短縮を行っています。また、テレワーク環境を整備し、柔軟な勤務形態を提供しています。今後も、行政が率先して取り組みながら、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	総務課
育児休業制度の定着促進	育児休業の取得促進について、関係機関との連携を取りながら、さまざまな機会と媒体を通じて制度の定着活用を進めていきます。 上島町役場においても、女性の育児休業取得率は高いものの、男性は高水準とはいえない状況です。引き続き男女共同参画意識の醸成を図りつつ、「育児・介護休業法」の趣旨を啓発し、取得率の向上を図っていきます。	総務課

(4) 交流の場づくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
児童・生徒の交流の促進	離島という地域性を考慮し、弓削・生名・岩城・魚島の各地域にある保育所・小・中学校の交流を図るため、対面・オンライン交流など、保育所・学校行事に交流促進として事業を進めていきます。	教育委員会
世代間交流学習の推進	公民館をはじめとする地域の教育施設において、高齢者などが伝統的な遊びなどを子どもたちへ継承し、世代間交流や多様なふれあい・学習活動を図っていきます。 老人クラブのしめ縄作り教室などの伝統文化の継承と世代間交流を進め、さらに交流の機会を増やし、地域のつながりを深めていきます。	教育委員会

(5) 地域の文化・スポーツにふれる機会の創出

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ少年団などの指導者育成を図りながら、子どものニーズに対応した多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。現在、野球・サッカー・空手などスポーツ活動を進めており、スポーツ教室を開催し技術的向上、スポーツへの振興を図るとともに、三世代が交流できるスポーツ体験なども実施しています。	教育委員会
歴史・自然を活用したまちづくり	上島町の歴史・自然を守り育てることで、子どもたちの上島町への想いを育み、伝統文化や自然を後世へ伝えていきます。 上島町文化財講座やふるさと写真展を開催したり、上島町の魅力をインターネットで配信する「上島町デジタルアーカイブ」を活用するなど、子どもたちへ地域の歴史や文化を分かりやすく紹介しています。	教育委員会
郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	上島町の歴史・文化を守り育てるために、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。そのため、上島町の文化財の見学などを実施し、郷土の歴史を知ってもらえるよう努めます。今後も、上島町の文化を継承していくため、町内の文化財を現地で解説し、文化財について楽しく学び、関心を深めてもらう機会を増やします。	教育委員会

基本目標6 安全・安心な子育て環境の整備

○子どもの安全・安心を最優先に考え、交通安全、防犯対策、バリアフリー環境の整備など、子どもを守り、子どもと子育て家庭が安心して暮らせる生活環境を整備します。

(1) 子どもの安全を守るための取組

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
安全な道づくりの整備	子どもが犯罪に巻き込まれないような地域づくりと、事故にあわないよう交通安全対策のため、道路改良や道路の補修等を行い、安全な道づくりに取り組んでいます。 道路整備については、計画的な整備を進めるほか、危険箇所や緊急を要する補修・整備については、随時対応しているところです。今後とも、安全で決適な道路整備に努めていきます。	建設課
交通安全教室の推進とヘルメットの助成	交通安全意識を一人ひとりに根付かせ、子どもを交通災害から守るため、小・中学校で、毎年交通安全教室を実施しています。また、小学校3年生、中学校1年生、高校1年生の学齢の児童生徒へ自転車用ヘルメットを無償で提供し、ヘルメット着用の意識付を行っています。子どもの交通事故を未然に防止するため、引き続き交通安全教育を推進していきます。	総務課
犯罪を防止する環境づくり	公園・道路などにおける死角の解消や、防犯灯などの環境の維持によって、子どもが犯罪に巻き込まれないような地域づくりを促進し、犯罪を防止する環境づくりを進めていきます。	総務課 建設課
防犯体制の充実	子どもの安全や犯罪の防止、青少年非行防止など、健全な社会環境づくりを推進するため、広報活動の充実や住民参加による運動の展開により、防犯意識の普及に努めていきます。防犯協会の活動体制を整備し、関係機関が連携して活動を推進していきます。	総務課
「まもるくんの家」事業の推進	警察・学校・地域などとの連携を図り、「まもるくんの家」事業を推進するとともに、子どもが犯罪にあわないように啓発に努めていきます。 今後、効果的な活動ができるよう、「まもるくんの家」登録者や子どもの生活環境の把握に努め、子どもの見守り体制の充実を図っていきます。	教育委員会

(2) 暮らしやすい生活環境の整備

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
公共施設におけるバリアフリー化の推進	公共施設における段差の解消など、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、子ども・高齢者・障がい児・者をはじめとした施設の利用者にとって安全で快適な整備に努め、今後も、バリアフリー化の推進に努めます。	関係各課
公共施設などにおける子育て支援設備の整備	公共施設において、ベビールーム・ベビーベッドなどの子育て支援設備の整備を検討するとともに、不特定多数の人々が利用する公益的施設への啓発を進めます。町内の各施設において、それぞれ整備を進め、今後も、子育てにやさしい施設の整備に努めていきます。	関係各課
交通バリアフリーの推進	交通バリアフリー推進に向けて、道路改良により通行に支障があった箇所の解消や公共施設のバリアフリー化により、すべての子育て世帯に配慮した環境づくりを推進していきます。	建設課

第5章 量の見込みと確保の方策

1 提供区域の設定

上島町では、各地区の子どもに人数や資源の状況を踏まえ、保育の提供区域は、町内全域を1つの区域として設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、1区域として設定します。

2 保育の量の見込みと確保策

① 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、上島町には幼稚園・認定こども園が存在しないことから、1号認定については、必要利用定員や確保方策を設定しません。

② 2号認定（3～5歳／保育所を利用）

現在、上島町には公立認可保育所が3か所ありますが、今後は統廃合を踏まえ、児童数の状況を見ながらサービスの提供に努めます。

単位：人

2号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	53	44	47	47
②確保方策	50	53	44	47	47
②-①過不足	0	0	0	0	0

③ 3号認定（0～2歳／保育所を利用）

現在、上島町には公立認可保育所が3か所ありますが、今後は統廃合の目標年度を令和11年度として、児童数の状況を見ながら、統廃合の検討を進めると共にサービスの提供に努めます。

単位：人

3号認定 0歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	8	6	6
②確保方策	6	6	8	6	6
②-①過不足	0	0	0	0	0

単位：人

3号認定 1、2歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22	16	19	17	17
②確保方策	22	16	19	17	17
②-①過不足	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター	1	1	1	1	1

○上島町では、総合窓口（こども家庭センター）を設置して、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を目指します。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○現在、国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要性があり、上島町では実施していません。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	210	210	210	224	224
②確保方策	妊婦1人に対して14回の助成を確保している				

○すべての妊婦健康診査を実施しており、今後もすべての妊婦を対象に健康診査の受診を啓発・推奨するとともに、14回分の受診の助成を継続します。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	16	16
②確保方策	実施機関：健康推進課 保健師が訪問				

○すべての家庭を訪問することを目標として、引き続き供給体制の確保に努めます。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○養育支援が必要な場合には、その家庭に対して育児・家事の相談や必要な支援を行います。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、施設や里親宅で預かりする子育て支援サービス事業です。

単位：人日、箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	14	14	14	14	14
②-①過不足	7	7	7	7	7

○愛媛県が設置認可している里親支援センターである「えひめ里親サポートセンター-コイノニア（EFSK）」と「里親支援センター子どもリエゾン」に委託することにより、町内の里親による子育て支援サービスを実施しています。利用者のニーズを適切に把握することにより、実態に即した提供体制の確保に努めます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○現在、上島町では実施していませんが、地域ボランティアでの運営が行われている中、上島町での事業実施の可能性を検討していきます。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	在園児対象型	0	0	0	0	0
	上記以外	18	18	18	18	18
②確保方策	在園児対象型	0	0	0	0	0
	上記以外	170	130	130	130	130
②-①過不足	在園児対象型	0	0	0	0	0
	上記以外	152	112	112	112	112

○各保育所において、一時預かりを実施しており、供給体制は十分に確保されています。

⑨時間外保育事業（延長保育）

保護者の仕事や通勤等やむを得ない理由で、認定された保育時間内の送迎が間に合わない場合、時間を延長して子どもを預かる事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
②-①過不足	0	0	0	0	0

○各保育所において、短時間認定限定の延長保育を実施しており、供給体制は十分に確保されています。

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

○現在、上島町では事業実施予定はありません。ニーズの把握に努めるとともに、関係機関と協議を続けながら、実施の可能性を検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人、箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 合計	54	52	52	48	48
低学年	32	32	32	30	30
高学年	22	20	20	18	18
②確保方策 合計	54	52	52	48	48
②-①過不足	0	0	0	0	0

○今後も児童クラブと連携を図り、子育て世帯のニーズ把握に努め、放課後児童健全育成事業の継続に努めます。

⑫子育て世帯訪問支援事業

孤立した子育て世帯への支援を強化し、育児の不安を軽減することを目的として、専門スタッフが家庭を訪問し、育児に関する相談やアドバイス、情報提供を行う事業です。

○現在、上島町では事業実施予定はありません。ニーズの把握に努めるとともに、人材の確保を考慮しながら、実施の可能性を検討していきます。

⑬児童育成支援拠点事業

養育環境に課題のある児童に安全な居場所を提供し、生活支援、学習支援、食事提供、相談支援を行う事業です。

○現在、上島町では事業実施予定はありません。ニーズの把握に努めるとともに、人材の確保を考慮しながら、実施の可能性を検討していきます。

⑭親子関係形成支援事業

育児に関するワークショップやカウンセリング、親子のコミュニケーションを深めるためのイベントなどを行い、家庭内の絆を強化することを目的として、親と子どもの関係を良好に保つための支援を提供する事業です。

○現在、上島町では事業実施予定はありません。ニーズの把握に努めるとともに、人材の確保を考慮しながら、実施の可能性を検討していきます。

⑮妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とし、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子健康及び子育てに関する情報の提供を行う事業です。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	32	32
②確保方策	30	30	30	32	32
②-①過不足	0	0	0	0	0

○利用者のニーズを適切に把握することにより、実態に即した事業実施に努めます。

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の方の就労要件などを問わず、子どもを保育所などの施設に通わせることができる新たな制度です。令和8年度から全国的にスタートする予定です。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0
1歳	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1
2歳	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1

○令和8年度からの実施に向けて準備を行い、利用者のニーズを適切に把握し、事業の安定に努めます。

⑰産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
②-①過不足	0	0	0	0	0

○利用者のニーズを適切に把握することにより、実態に即した提供体制の確保に努めます。

第6章 推進体制

計画の推進に向けて

(1) 推進体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健、医療・福祉、教育、生涯学習、勤労、雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたるため、子ども・子育て支援施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めるとともに、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画に掲げた施策等は、状況の変化に応じて見直しを行うものとし、定期的に子ども・子育て会議を開催し、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどを検討し、計画の着実な推進に取り組みます。

(2) 町民、関係機関・団体、県との連携

町民・子育てに関わるグループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者などの各種関係機関・団体の協力を得て、また県との連携を強化し、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

(3) 計画の推進管理

P D C Aサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。

資料編

Ⅰ 上島町子ども・子育て会議条例

○上島町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として、上島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げるもののほか、児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 3 月 9 日条例第 8 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 上島町子ども・子育て会議委員名簿

■令和6年度上島町子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
1	保護者	弓削地域活動クラブ	大窪 慎一朗	
2	保護者	生名地域活動クラブ	佐々木 沙耶花	
3	保護者	岩城地域活動クラブ	大岡 真由美	
4	関係事業	上島町商工会	蓼原 洋樹	
5	関係事業	社会福祉協議会	田畑 信彦	
6	関係事業	小学校校長会	村上 教美	会長
7	関係団体	民生委員主任児童委員	加登 育美	令和6年9月～
8	関係団体	民生委員主任児童委員	伊藤 誠	
9	関係団体	民生委員主任児童委員	村上 和子	
10	その他	弓削小学校 PTA 会長	梶田 卓也	副会長
11	その他	生名小学校 PTA 会長	二宮 一郎	
12	その他	岩城小学校 PTA 会長	松浦 友治	
13	その他	魚島小学校 PTA 会長	三上 敦子	

※任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

令和 7 年 3 月

発行：上島町

編集：上島町 住民課

〒794-2592 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

T E L : 0897-77-2500 (代)

F A X : 0897-77-4011

E-mail : juumin@town.kamijima.ehime.jp
